

令和6年度

福島県立高等学校
入学者選抜実施要綱

付 { 福島県立高等学校の通学区域に関する規則
福島県立高等学校の通学区域に関する規則施行細則

福島県教育委員会

目 次

令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱	1
第1 入学者募集	1
第2 前期選抜	2
第3 後期選抜	13
第4 その他	18
令和6年度福島県立高等学校連携型中高一貫教育に係る入学者選抜 実施要綱	19
令和6年度福島県立高等学校通信制の課程入学者選抜実施要綱	24
令和6年度福島県立高等学校入学者選抜における外国人生徒等に係る 特別枠選抜実施要綱	26
各種様式	28
福島県立高等学校の通学区域に関する規則	71
福島県立高等学校の通学区域に関する規則施行細則	75
福島県立川口高等学校、福島県立南会津高等学校及び福島県立只見高等学校 における入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて	78
福島県立ふたば未来学園高等学校における入学者選抜の出願に関する 弾力的な取扱いについて	79
東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて	80
福島県立ふたば未来学園高等学校における連携型中高一貫教育に係る入学者選抜の出願に関する 弾力的な取扱いについて	81
避難指示区域等の解除により帰還した生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて	82
選抜の一部が未完了となった者への対応について（フローチャート）	83
令和6年度福島県立高等学校入学者選抜関係日程	84

令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱

令和6年度における福島県立高等学校（以下「高等学校」という。）の入学者選抜は、この要綱により実施する。

ただし、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）、通信制の課程における入学者選抜及び外国人生徒等に係る特別枠選抜については、別に定める当該要綱により実施する。なお、専攻科の入学者選抜については、当該校の募集要項により定める。

第1 入学者募集

1 募集定員

各高等学校の募集定員については別に公告する。

2 出願資格

高等学校に入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校（以下「併設型中学校」という。）から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校（以下「併設型高等学校」という。）への入学を志願する者（以下「併設型入学予定者」という。）を除く。

- 2 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

- (1) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (5) 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 募集要項

各高等学校においては、この実施要綱に基づいて募集要項を作成する。

第2 前期選抜

1 出願

1 実施高等学校及び学科

すべての高等学校のすべての学科において各高等学校の特色を踏まえた選抜（以下「特色選抜」という。）と中学校における学習活動の成果を総合的にみる選抜（以下「一般選抜」という。）を実施する。

2 通学区域

通学区域は、別に示す「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 募集定員

(1) 特色選抜

募集定員枠は、別に公告する募集定員（併設型高等学校においては、別に公告する募集定員から当該高等学校に係る併設型中学校の第3学年 在学する者（令和5年11月1日現在）の数を除いた数とする。）の5%～50%の範囲内で、各高等学校が学科ごとに設定する。

ただし、各高等学校が学校・学科の特性等により必要と判断する場合には、50%を超えて定員枠を設定することができるが、その定員枠について、当該高等学校長はあらかじめ県教育委員会と協議するものとする。

各高等学校長は、募集定員枠を県教育委員会に届け出る。（別記様式前期1号による。）

なお、合否の判定に当たっては、志願者の動向や各学校・学科の実態に応じて、弾力的に対応することができる。

(2) 一般選抜

別に公告する募集定員（併設型高等学校においては、別に公告する募集定員から併設型入学予定者の数を除いた数とする。）から、特色選抜又は連携型選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

4 出願資格

出願資格については、次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

ただし、連携型中高一貫教育を実施している中学校を卒業する見込みの者は、当該中学校と連携を実施している高等学校的当該学科の特色選抜に出願することはできない。

また、連携型選抜に出願する者は特色選抜に出願することはできない。

(1) この要綱に示した「第1 入学者募集」の「2 出願資格」（1ページ参照）を満たす者

(2) 別に各高等学校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 出願方法

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、志願先の高等学校長に出願する。

(2) 上記(1)以外の者は、直接、志願先の高等学校長に出願する。

6 併願の取扱い

(1) 志願者は、一つの高等学校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、大学科についても小学科（コースも含む。）についても、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。

(2) 特色選抜の出願は、一つの高等学校における1学科とし、第二志望は認めない。

- (3) 一般選抜の出願において、二つ以上の課程、学科を設置する高等学校に出願する場合、第一志望と異なる課程、大学科の第二志望は認めない。ただし、次の場合においては第二志望とすることを認める。
- ① 普通科と理数科、普通科と英語科、普通科と数理科学科、普通科とデザイン科学科、普通科とスポーツ科を併置する高等学校において、理数科、英語科、数理科学科、デザイン科学科、スポーツ科を志願する者については、当該高等学校の通学区域、又は隣接する通学区域から出願する者に限り、当該高等学校の普通科を第二志望とすることを認める。
- なお、普通科を志願する者についても、理数科、英語科、数理科学科に限っては、これを第二志望とすることを当該高等学校長の判断により認めることができる。
- ② 募集定員がコース別に設定されている普通科を志願する者については、当該普通科内の他のコースを第二志望とすることを認める。
- ③ 農業、工業、商業、水産に関する学科（大学科）を志願する者については、当該学科に属する学科（小学科）間、コースが設定されている小学科がある場合には、当該学科に属する小学科とコース又はコース間において第二志望までの併願を認める。

7 出願期間

全日制の課程、定時制の課程のいずれも令和6年2月5日(月)から2月8日(木)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、令和6年2月8日(木)正午までに必着とする。その場合、事前に志願先の高等学校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（別記様式統一1号の1により、県教育委員会において作成したもの）
- ② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。別記様式共通1号）
- ただし、年齢20歳以上の者については、各高等学校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
- なお、提出期間は令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- ③ 特色選抜志願理由書（別記様式前期2号により、各高等学校において作成したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 受験票用紙（別記様式統一1号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（別記様式統一1号の3により県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
- ② 特色選抜志願理由書（別記様式前期2号により、各高等学校において作成したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。（上記(1)③に同じ）
- ③ 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、この要綱に示した「第1 入学者募集」の「2 出願資格」の「2 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の(2)に相当する者（1ページ参照）については、健康診断書の提出を免除することができる。
- ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- ⑤ 受験票用紙（別記様式統一1号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号

欄の学科名、志願者氏名を記入したもの)

- (6) 入学検定料納付済証明書用紙（別記様式統一1号の3により県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (3) 中学校長は、高等学校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（別記様式共通4号の1）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、全日制2,200円、定時制950円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（別記様式統一5号）を出願に際して高等学校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上の者とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、志願先の高等学校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、高等学校長は、自己申告書受領書（別記様式共通3号）を交付する。
- (3) 提出期間は、令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。
郵送の場合には、2月16日（金）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

10 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、志願先の高等学校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、上記8に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

出願先の高等学校長は、提出された出願書類を審査し受け付けることができる。

- ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（別記様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
- ② 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

- (3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記8に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。

- ① 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

11 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた高等学校においては、受験番号を記入した受験票（別記様式統一1号の2）及び入学検定料納付済証明書（別記様式統一1号の3）を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 高等学校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

12 出願先変更

- 志願者は、令和6年2月9日（金）から2月14日（水）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。
- 受付時間は、出願の場合と同じである。
ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。
- (1) 同一高等学校内で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（別記様式前期3号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して出願先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。
- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という）へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
- ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（別記様式前期3号の2）を在学（出身）中学校長を通して先に出願した高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。
 - ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた高等学校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書（別記様式前期4号の1及び前期4号の2）を交付する。
 - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。
ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。
- なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。
- (3) 出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（別記様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に出願先の高等学校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（別記様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、出願先の高等学校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、出願した高等学校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 出願の特例措置

(1) 県外からの出願

保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかつた者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、この要綱に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「10 県外等からの出願」の(2)（4ページ参照）を準用する。

(2) 出願先変更

保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願先変更をする者については、この要綱に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「12 出願先変更」（5ページ参照）を準用するが、保護者が当該学区内に居住することになることを証明する書類を併せて提出する。

2 調査書

中学校長が調査書を作成するに当たっては、「調査書作成委員会」を設け、次の記入上の注意に従って厳正かつ公平に作成する。

調査書記入上の注意

調査書の作成に当たっては、中学校生徒指導要録に基づいて記入する。

その際、次の点に留意する。

- 1 「受験番号」の欄は、中学校において記入する。
- 2 「志願者」の欄については以下により記入する。
 - 「性別」の欄は、男女の別を記入する。
 - 「卒業年月」の欄は、卒業又は卒業見込の年月及び学校名を正確に記入する。
 - 「卒業後の状況・その他」の欄は、卒業後の状況をできるだけ詳しく記入する。
その他、志願者の学籍について特記すべき事項（海外の学校に籍のあった事実等）があればこの欄に記入する。
- 3 「志願先」の欄には、高等学校名を明記し、志願する課程を○で囲む。「志願学科」は、農業、工業、商業、水産、家庭に関する学科の場合はそれぞれの学科（小学科）名を記入する。
- 4 「各教科の学習の記録」の欄は、第1学年から第3学年について、中学校生徒指導要録に記載している評定を記入する。
中学校卒業見込の者については、第3学年の評定は1月末日までのものを記入する。
- 5 「総合的な学習の時間の記録」の欄は、中学校生徒指導要録に基づいて、学習状況の顕著な事項や生徒にどのような力が付いたかなどの評価について文章で記入する。
- 6 「特別活動等の記録」の欄は、中学校生徒指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の記載に基づいて、次のように記入する。
 - (1) 特別活動
各学年の生徒の活動状況について、各内容（学級活動、生徒会活動、学校行事）ごとに、活動の事実を記入する。
 - (2) 他の活動
スポーツ活動、文化活動等に関する生徒の校内外の活動状況について、活動の事実を記入する。

- 7 「出欠の記録」の第3学年の欄は、中学校卒業見込の者については、1月末日までの状況について記入する。
- 8 「長所・特技等の記録」の欄は、第1学年から第3学年について、中学校生徒指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の記載に基づいて、地域クラブ活動等の実績等、特に優れている点や長所、生徒の特技や取得資格、その他特に参考となる事項を記入する。

3 入学者選抜

1 選抜方法

(1) 特色選抜

高等学校長は、中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として、さらに小論文（又は作文）、実技等の中から各高等学校が自校の特色に応じた選抜方法（以下「特色検査」という。）を選択して実施した場合には、それらの結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、各高等学校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

- ① 各高等学校においては、校長を委員長とする「入学者選抜実施委員会」を設置する。選抜方法等については「入学者選抜実施委員会」において十分に検討し、選抜資料の審査・処理等に厳正を期するとともに、特色面接や特色検査の公正かつ円滑な実施を期する。
- ② 障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、不利益等を生じる資料としない。
- ③ 定時制の課程においては、年齢18歳以上の者については、学力検査を免除することができるものとし、学力検査を免除した場合、小論文（又は作文）を実施することができるものとする。
- ④ 海外帰国生徒等に係る選抜資料については、その事情により、当該高等学校長は県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。
- ⑤ 志願者から自己申告書（別記様式統一5号）の提出があった場合には、高等学校長は、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

学力検査

- ① 志願者全員に学力検査を課す。
- ② 学力検査は、県教育委員会が、同一の問題により県下一斉に実施する。
- ③ 学力検査実施上、各高等学校長の処理すべき事項は別に通知する。
- ④ 学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語　社会　数学　理科　外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

- ⑤ 定時制の課程においては、各高等学校の判断により、学力検査の実施教科を減じることができる。

なお、その場合には、あらかじめ県教育委員会に届け出る。（別記様式前期5号による。）

- ⑥ 学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日 時 令和6年3月5日(火) 午前9時～午後3時10分

イ 日 程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語 (50分)	休 (20分)	数学 (50分)	休 (20分)	外国語 (英語) (50分)	昼食 (60分)	理科 (50分)	休 (20分)	社会 (50分)	

ウ 会 場 出願先高等学校

⑦ 学校配点

県教育委員会は、各教科の各問ごとの標準配点を示すが、各高等学校においては、生徒の実態や問題の難易度等に応じて、各問ごとの配点を変えることができる。

⑧ 傾斜配点

各高等学校は、学科の特性を考慮し、特定の教科の学力検査の配点の比重を変える傾斜配点を実施することができる。

ただし、実施に当たっては、あらかじめ県教育委員会に届け出る。（別記様式前期6号による。）

なお、本検査で傾斜配点を実施する場合、追検査等においても傾斜配点を実施するものとする。

特色選抜志願理由書

各高等学校においては、特色選抜志願理由書の記載内容について十分精査し、志願者についての理解を深めるために活用する。

なお、志願の動機・理由以外の記載項目については各高等学校が定める。

調 査 書

各高等学校においては、調査書の「各教科の学習の記録」及び「特別活動等の記録」等の各項目について十分精査し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料を得るようにする。

① 調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定を合計し、135点満点とする。

ただし、学科の特性や学力検査の成績との比重を考慮して、傾斜配点により加点することができる。

② 調査書の「各教科の学習の記録」以外の記載項目については、点数化する記載項目や点数化の方法を学科ごとに定める。

③ 選抜に用いる調査書の成績の満点は、「各教科の学習の記録」のみを点数化する場合には上記の①の満点とし、「各教科の学習の記録」以外の記載項目も点数化する場合には①、②の満点の合計とする。

特 色 面 接

志願者全員に対して特色面接を行う。

各高等学校は、自校の教育目標にふさわしい入学者を選抜するため、志願者を多面的・多元的に評価する資料の一つとして特色面接の結果を積極的に活用する。

このため、特色面接の内容について、志願者の個性や学ぶ意欲をみるとともに、学校・学科の特色及び各高等学校の志願してほしい生徒像等に応じて各高等学校が創意工夫するものとする。

ただし、特色面接の結果については、点数化することを原則とするが、段階評価とすることも可能とする。

「入学者選抜実施委員会」において、特色面接の内容・方法等について事前に十分に検討し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料が得られるよう配慮する。

特 色 検 査

特色選抜においては、各高等学校の判断により小論文（又は作文）、実技等を実施することができる。

小論文（又は作文）、実技等を実施する高等学校においては、「入学者選抜実施委員会」において、小論文（又は作文）、実技等の内容等について事前に十分に検討し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料が得られるよう配慮する。

小論文については、与えられた課題や資料等に関して、自分の考えを筋道を立てて記述させるなど、志願者の思考力、分析力、判断力、表現力などについて、中学校における学習活動の成果を評価できるように、各高等学校が学校・学科の特色に応じて創意工夫する。

なお、小論文の課題や資料等の内容については、一部の教科の学力を問う内容に偏ることのないよう配慮する。

実技等については、各高等学校の特色を生かし、志願者の資質を評価し、個々の能力や適性を客観的に把握できるよう創意工夫する。

小論文（又は作文）、実技等を実施した場合には、その結果を点数化する。

※ 特色面接及び特色検査の日時及び会場

- ① 日 時 令和6年3月5日(火)の学力検査終了後、又は3月6日(水)、3月7日(木)の午前9時以降、出願先の高等学校長が指定した日時
- ② 会 場 出願先高等学校

選抜の手順

選抜は、学力検査の成績、調査書の審査結果、特色面接を点数化する場合にはその結果及び特色検査を実施する場合にはその結果をそれぞれ点数化して、学力検査の成績と他の資料の配点の比率が明確になるよう、県教育委員会が定めた範囲内で、各高等学校が学科ごとに配点を設定する。

さらに、それら選抜資料の得点を加えて得られた成績と、特色選抜志願理由書の記載内容、点数化しない調査書の記載事項及び特色面接の内容とを十分に精査して、総合的に判定する。

(2) 一般選抜

高等学校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）を実施する高等学校においては一般面接の結果を併せて資料として、各高等学校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合及び連携型選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が連携型選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

- ① 各高等学校においては、校長を委員長とする「入学者選抜実施委員会」を設置する。選抜方法等については「入学者選抜実施委員会」において十分に検討し、選抜資料の審査・処理等に厳正を期するとともに、一般面接等の公正かつ円滑な実施を期する。

- ② 一般面接については、各高等学校の判断により実施できる。

- ③ 合否の判定に当たっては、学力検査と調査書の成績の比重を原則として同等とする。

ただし、各高等学校が自校の特色化を図る観点から必要と判断する場合には、学力検査と調査書の成績の比重を変えることができるが、その比率について、当該高等学校長はあらかじめ県教育委員会と協議するものとする。

- ④ 障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、不利益等を生じる資料としない。

- ⑤ 定時制の課程においては、年齢18歳以上の者については、学力検査を免除することができるものとし、学力検査を免除した場合、小論文（又は作文）を実施することができるものとする。

- ⑥ 海外帰国生徒等に係る選抜資料については、その事情により、当該高等学校長は県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。

- ⑦ 志願者から自己申告書（別記様式統一5号）の提出があった場合には、高等学校長は、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

学力検査

学力検査については、この要綱に示した「第2 前期選抜」の「3 入学者選抜」の「1 選抜方法」の「(1) 特色選抜」**学力検査** ①～⑧（7～8ページ参照）に定めるところによる。

また、一般選抜において志願者の自己申告による傾斜配点についても、各高等学校の判断により実施できる。

ただし、学力検査と調査書の成績の比重を変える場合には、学力検査の特定の教科への傾斜配点及び自己申告による傾斜配点は実施しない。

なお、実施に当たっては、あらかじめ県教育委員会に届け出る。（別記様式前期6号による。）

調査書

各高等学校においては、調査書の「各教科の学習の記録」及び「特別活動等の記録」等の各項目について十分精査し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料を得るようにする。

- ① 調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計に音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計をさらに加えて、195点満点とする。
- ② 調査書の「各教科の学習の記録」以外の記載項目については、各高等学校長の判断により、記載内容を点数化することができるものとし、点数化する場合には、55点満点とする。
- ③ 選抜に用いる調査書の成績の満点は、「各教科の学習の記録」のみを点数化する場合には上記の①の満点とし、「各教科の学習の記録」以外の記載項目も点数化する場合には①、②の満点の合計とする。

一般面接

面接を実施する場合には、志願者の目的意識や中学校における活動状況等についての理解を深め、志願者のよさを適切に評価できるよう工夫する。

なお、特色選抜又は連携型選抜にも出願している志願者については、一般面接の内容が特色面接又は連携型面接の内容に含まれるよう工夫するなど、一般選抜のみに出願している他の志願者との公平性を確保した上で、特色面接又は連携型面接の実施をもって一般面接の実施とみなすことができる。

- ① 日 時 令和6年3月5日(火)の学力検査終了後、又は3月6日(水)、3月7日(木)の午前9時以降、出願先の高等学校長が指定した日時
- ② 「入学者選抜実施委員会」において、面接の内容・方法等について事前に十分に検討し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料が得られるよう配慮する。

選抜の手順

選抜は、次の①、②により行うものとするが、いずれの場合にも、判定に当たっては、調査書の「各教科の学習の記録」、「総合的な学習の時間の記録」、「特別活動等の記録」、「長所・特技等の記録」の優れた評価、記述に配慮するとともに、「出欠の記録」を考慮する。

- ① 学力検査と調査書の成績の比重を同等とする場合

学力検査と調査書の成績のいずれもが定員内にある者で、調査書の記載事項及び一般面接を実施した場合にはその結果に特に問題のない者を合格とする。

次に、その他の者については、学力検査の成績と調査書の記載事項及び一般面接を実施した場合にはその結果とを十分に精査して、総合的に判定する。

- ② 学力検査と調査書の成績の比重を変える場合

学力検査と調査書の成績のいずれか一方に当該高等学校長が設定した数値を掛けて、両者を加えて得られた成績と、調査書の記載事項及び一般面接を実施した場合にはその結果とを十分に精査して、総合的に判定する。

2 合格者発表

- (1) 全日制の課程、定時制の課程のいずれも令和6年3月14日(木)正午以降に出願先高等学校で発表する。
- (2) 高等学校長は、合格者に対して、合格通知書(別記様式共通5号)を交付する。
- (3) 高等学校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

3 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の受験者と併せて判定する。

(1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症(※)に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、出願先高等学校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(2) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(3) 追検査等受験の手続き

- ① 在学(出身)中学校長は、事前に志願先高等学校長に連絡する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に連絡する。

- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願(別記様式共通14号)を令和6年3月7日(木)午後4時までに在学(出身)中学校長を通して志願先高等学校長へ提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。

- ④ 出願先高等学校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証(別記様式共通15号)を交付する。

(4) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

- ① 学力検査の日時 令和6年3月11日(月) 午前9時～午後2時45分
- ② 学力検査の日程

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

- ③ 学力検査以外の検査等の日時 令和6年3月11日(月)の追検査(学力検査)終了後、又は3月12日(火)の午前9時以降、出願先の高等学校長が指定した日時
 - ④ 会場 出願先高等学校
 - ⑤ 外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。
 - ⑥ 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。
- (5) その他
- インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。

4 そ の 他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

① 追検査等の対象となる志願者

一部未完了となった選抜の意思連絡書(別記様式共通16号)を令和6年3月7日(木)午後4時までに志願先高等学校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に志願先高等学校長に連絡する。一部未完了となった選抜の意思連絡書を受けた高等学校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書(別記様式共通17号)を交付する。

なお、一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、この要綱に示した「第2 前期選抜」の「3 入学者選抜」の「3 追検査等の実施」の「(3) 追検査等受験の手続き」(11ページ参照)に定めるところによる。一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、本実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

(3) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(別記様式共通8号)を在学(出身)中学校長を通して出願先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

第3 後期選抜

1 出願

1 実施高等学校及び学科

前期選抜及び連携型選抜により定員を充足しない高等学校・学科において実施する。
なお、実施に当たっては、県教育委員会に届け出る。（別記様式後期1号による。）

2 通学区域

通学区域は、別に示す「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 募集定員

別に公告する募集定員（併設型高等学校においては、別に公告する募集定員から併設型入学予定者の数を除いた数とする。）から、前期選抜及び連携型選抜の合格者数を除いた数とする。

4 出願資格

出願資格については、この要綱に示した「第1 入学者募集」の「2 出願資格」（1ページ参照）に定めるところによる。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。
なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

5 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、志願先の高等学校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、志願先の高等学校長に出願する。

6 併願の取扱い

併願の取扱いについては、この要綱に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「6 併願の取扱い」（3）（3ページ参照）に準じて、募集を行う学科・コース間で認める。

7 出願期間

全日制の課程、定時制の課程のいずれも令和6年3月15日（金）から3月18日（月）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、令和6年3月18日（月）正午までに必着とする。その場合、事前に志願先の高等学校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（別記様式統一2号の1により、県教育委員会において作成したもの）
- ② 調査書（別記様式共通1号）

ただし、年齢20歳以上の者については、各高等学校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

③ 受験票用紙（別記様式統一2号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）

④ 入学検定料納付済証明書用紙（別記様式統一2号の3により県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

① 入学願書（上記(1)①に同じ）

② 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、この要綱に示した「第1 入学者募集」の「2 出願資格」の「2 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の(2)に相当する者（1ページ参照）については、健康診断書の提出を免除することができる。

③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

④ 受験票用紙（別記様式統一2号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（別記様式統一2号の3により県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(3) 中学校長は、高等学校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（別記様式共通4号の2）を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、全日制2,200円、定時制950円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」（別記様式統一1号の3又は統一3号の3）を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

9 自己申告書の提出

自己申告書の提出については、この要綱に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「9 自己申告書の提出」（4ページ参照）に定めるところによる。

ただし、提出期間は、令和6年3月15日（金）から3月21日（木）までとする。

郵送の場合には、3月21日（木）必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

10 県外等からの出願

県外等からの出願については、この要綱に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「10 県外等からの出願」（4ページ参照）に定めるところによる。

ただし、その中にある「上記8に示した出願書類」は、この要綱に示した「第3 後期選抜」の「1 出願」の「8 出願に必要な書類」（13～14ページ参照）とする。

11 願書受付

願書受付については、この要綱に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「11 願書受付」（5ページ参照）に定めるところによる。受験票及び入学検定料納付済証明書については、後期選抜に対応する様式（別記様式統一2号の2及び統一2号の3）とする。

ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

12 出願先変更

志願者は、令和6年3月19日（火）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、高等学校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

- (1) 同一高等学校内で出願先を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に後期選抜出願先変更願（別記様式後期2号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して出願先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

- (2) 他の高等学校及び特別支援学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願（別記様式後期2号の2）、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先を変更する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」の出願先変更願、入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類を、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

- ② 後期選抜出願先変更願の提出を受けた学校長は、志願者が先に出願した高等学校に、後期選抜出願先変更願の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

- ③ ②により変更先の学校から連絡を受けた高等学校長は、変更先の学校に、入学願書の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

- ④ 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、先に出願した高等学校に、後期選抜出願先変更者名簿（別記様式後期3号）を持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

- ⑤ 学校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことができる。

- (3) 出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

13 出願の取消し

出願の取消しについては、この要綱に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「13 出願の取消し」（6ページ参照）に定めるところによる。

2 調査書

調査書については、この要綱に示した「第2 前期選抜」の「2 調査書」（6～7ページ参照）に定めるところによる。

ただし、「評定」及び「出欠の記録」の第3学年の欄は、学年末までの状況について記入する。

なお、「受験番号」の欄は、高等学校において記入する。

3 入学者選抜

1 選抜方法

高等学校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び小論文（又は作文）の結果を資料として、各高等学校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視

し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 各高等学校においては、校長を委員長とする「入学者選抜実施委員会」を設置する。選抜方法等については「入学者選抜実施委員会」において十分に検討し、選抜資料の審査・処理等に厳正を期するとともに、面接や小論文（又は作文）等の公正かつ円滑な実施を期する。
- (2) 障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、不利益等を生じる資料としない。
- (3) 海外帰国生徒等に係る選抜資料については、その事情により、当該高等学校長は県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。
- (4) 志願者から自己申告書（別記様式統一5号）の提出があった場合には、高等学校長は、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

調査書

各高等学校においては、調査書の「各教科の学習の記録」及び「特別活動等の記録」等の各項目について十分精査し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料を得るようにする。

- ① 調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定を合計し、135点満点とする。
- ② 調査書の「各教科の学習の記録」以外の記載項目については、各高等学校長の判断により、記載内容を点数化することができる。
- ③ 選抜に用いる調査書の成績の満点は、「各教科の学習の記録」のみを点数化する場合には上記の①の満点とし、「各教科の学習の記録」以外の記載項目も点数化する場合には①、②の満点の合計とする。

面接

志願者全員に対して面接を行う。

各高等学校は、自校の教育目標にふさわしい入学者を選抜するため、志願者を多面的・多元的に評価するための資料の一つとして面接の結果を積極的に活用する。

このため、面接の内容としては、志願者の学ぶ意欲をみるとともに、中学校における学習活動の成果を問う内容を含むことができる。

- ① 「入学者選抜実施委員会」において、面接の内容・方法等について事前に十分に検討し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料が得られるよう配慮する。
- ② 中学校における学習活動の成果を問う内容を含む場合には、志願者の基礎的・基本的な内容の定着などをより適切に評価できるよう、中学校学習指導要領を踏まえて、各高等学校が学校・学科の特色等に応じて創意工夫する。

小論文（又は作文）

志願者全員に対して小論文（又は作文）を課す。

各高等学校においては、「入学者選抜実施委員会」において、小論文（又は作文）の内容等について事前に十分に検討し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料が得られるよう配慮する。

小論文については、与えられた課題や資料等に関して、自分の考えを筋道を立てて記述させるなど、志願者の思考力、分析力、判断力、表現力などについて、中学校における学習活動の成果を評価できるように、各高等学校が学校・学科の特色に応じて創意工夫する。

なお、小論文の課題や資料等の内容については、一部の教科の学力を問う内容に偏ることのないように配慮する。

2 面接等の日時及び会場

- (1) 日 時 令和6年3月22日（金）午前9時以降

(2) 会 場 出願先高等学校

3 合格者発表

- (1) 全日制の課程、定時制の課程のいずれも令和6年3月25日(月)午後3時以降に、出願先高等学校で発表する。
- (2) 高等学校長は、合格者に対して、合格通知書(別記様式共通5号)を交付する。
- (3) 高等学校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

4 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(別記様式共通8号)を在学(出身)中学校長を通して出願先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の高等学校長に提出する。

第4 そ の 他

1 障がい等のある志願者に対する配慮

障がい等のある志願者に対する配慮は次のとおりとする。

1 中学校卒業者及び卒業見込の者

- (1) 原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（別記様式共通11号）を、高等学校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（別記様式共通12号）と高等学校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

高等学校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。

- (2) 高等学校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（別記様式共通13号）により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。

2 上記1以外の者

- (1) 原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」（別記様式共通11号）を、高等学校長に提出する。高等学校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。

高等学校長は必要に応じて、県教育委員会と受験上の配慮に関して協議を行う。

- (2) 高等学校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（別記様式共通13号）により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

2 一括募集

職業に関する学科の一括募集については、当該高等学校長が必要と認める場合は、あらかじめ県教育委員会の承認（別記様式共通6号による。）を得て実施することができる。

3 実施状況の報告

高等学校長は、入学者選抜における入学志願者数、選抜の結果、その他必要事項について、県教育庁高校教育課長あてに報告する。

各報告書の提出期日、様式等については別に通知する。

4 入学検定料の免除

「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則」第4条第1項により、激甚災害（当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。）により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。

5 入学者名簿等の送付

高等学校長は、入学者決定後、各関係中学校長に「入学者名簿」（生徒がどの選抜で合格したのかが分かるように記載したもの）を4月末日までに送付する。

中学校長は、中学校生徒指導要録の抄本又は写しを作成し、児童生徒健康診断票（一般）、児童生徒健康診断票（歯・口腔）とともに5月末日までに高等学校長に送付する。

なお、送付の際は、送付の記録が残る簡易書留等で送付を行うなど、適切な方法により行うこと。

6 そ の 他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、県教育委員会教育長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月8日から施行する。

令和6年度福島県立高等学校連携型中高一貫教育に係る 入学者選抜実施要綱

連携型中高一貫教育を実施している高等学校（以下「連携型高等学校」という。）における連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）を、次のとおり定める。

1 出 願

1 実施高等学校及び学科並びに対象となる中学校及び義務教育学校（以下「中学校」という。）

実施高等学校及び学科	対象となる中学校
福島県立白河実業高等学校（機械科、電子科）	東白川郡塙町立塙中学校
福島県立南会津高等学校（総合学科）	南会津郡南会津町立田島中学校 南会津郡南会津町立荒海中学校
福島県立相馬総合高等学校（総合学科）	相馬市立中村第一中学校 相馬市立中村第二中学校 相馬市立向陽中学校 相馬市立磯部中学校
福島県立ふたば未来学園高等学校（総合学科）	双葉郡浪江町立なみえ創成中学校 双葉郡葛尾村立葛尾中学校 双葉郡双葉町立双葉中学校 双葉郡大熊町立学び舎ゆめの森 双葉郡富岡町立富岡中学校 双葉郡川内村立川内小中学園 双葉郡檜葉町立檜葉中学校 双葉郡広野町立広野中学校

2 募集定員

募集定員枠は、別に公告する募集定員の30%を下限とし、あらかじめ県教育委員会と協議の上、各連携型高等学校が学校・学科の特色や地域の特性に応じて学科ごとに設定する。

各連携型高等学校の校長は、募集定員枠を県教育委員会に届け出る。（別記様式連携1号による。）

また、特色選抜の募集定員枠は、これとは別に設定するものとし、ふたば未来学園高等学校においては、これらの割合について、別に公告する募集定員から併設中学校における第3学年に在学する者（令和5年11月1日現在）の数を除いた数に対する割合とする。

なお、合否の判定に当たっては、志願者の動向や各学校・学科の実態に応じて、弾力的に対応することができる。

3 出願資格

出願資格については、令和6年3月に実施高等学校の対象となる中学校を卒業する見込みの者とする。

なお、対象となる中学校を卒業する見込みの者は、当該中学校と連携を実施している高等学校の当該学科の特色選抜に出願することはできない。

4 出願方法

在学中学校長を通して、志願先の高等学校長に出願する。

そ
の
他

実連
携
施
型
要
選
綱
抜

5 併願の取扱い

- (1) 連携型選抜の志願者は、出願した高等学校において、連携型選抜、又は連携型選抜と一般選抜の両方に出願することができる。
- (2) 連携型選抜への出願は、連携している高等学校の1学科に限るものとし、第二希望は認めない。
- (3) 一般選抜に出願する場合は、連携型選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。

6 出願期間

令和6年2月5日(月)から2月8日(木)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

7 出願に必要な書類

(1) 志願者ごとに必要な書類

- ① 入学願書（別記様式統一3号の1により、県教育委員会において作成したもの）
 - ② 調査書（別記様式共通1号）
なお、提出期間は令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
 - ③ 受験票用紙（別記様式統一3号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（別記様式統一3号の3により県教育委員会において作成したものに、在学学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ その他出願先高等学校長が必要とする書類
- (2) 中学校長は、連携型高等学校の校長に入学願書を提出するとき、連携型選抜志願者名簿（別記様式連携2号）を添付する。
- (3) 入学願書には、入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

8 自己申告書の提出

自己申告書の提出については、この冊子の「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「9 自己申告書の提出」（4ページ参照）に定めるところによる。

9 願書受付

願書受付については、この冊子の「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「11 願書受付」（5ページ参照）に定めるところによる。
受験票及び入学検定料納付済証明書については、連携型選抜に対応する様式（別記様式統一3号の2及び統一3号の3）とする。

10 出願先変更

出願先変更については、この冊子の「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「12 出願先変更」（5ページ参照）を準用する。
ただし、連携型選抜から、同一校の当該学科の特色選抜への変更はできない。

11 出願の取消し

出願の取消しについては、この冊子の「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「13 出願の取消し」（6ページ参照）に定めるところによる。

2 調査書

調査書については、この冊子の「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「2 調査書」（6～7ページ参照）に定めるところによる。

3 入学者選抜

1 選抜方法

連携型高等学校の校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、学力検査の成績及び連携型選抜に係る面接（以下「連携型面接」という。）の結果を資料として、さらに各連携型高等学校が連携している教育課程に基づいた内容に応じた選抜方法に加え、学校の特色や学科の特性等に関する内容に応じた選抜方法（以下これらを「連携型検査」という。）を選択して実施した場合には、それらの結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、各連携型高等学校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

- (1) 各連携型高等学校においては、校長を委員長とする「入学者選抜実施委員会」を設置する。
選抜方法等については「入学者選抜実施委員会」において十分に検討し、選抜資料の審査・処理等に厳正を期するとともに、連携型面接や連携型検査等の公正かつ円滑な実施を期する。
- (2) 障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、不利益等を生じる資料としない。
- (3) 海外帰国生徒等に係る選抜資料については、その事情により、当該高等学校長は県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。
- (4) 志願者から自己申告書（別記様式統一5号）の提出があった場合には、高等学校長は、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。
- (5) 連携型選抜と一般選抜の両方に出席した志願者については、連携型選抜、一般選抜の順に合否判定を行う。

調査書

各連携型高等学校においては、調査書の「各教科の学習の記録」及び「特別活動等の記録」等の各項目について十分精査し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料を得るようにする。

- ① 調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定を合計し、135点満点とする。
ただし、学科の特性や学力検査の成績との比重を考慮して、傾斜配点により加点することができる。
- ② 調査書の「各教科の学習の記録」以外の記載項目については、点数化する記載項目や点数化の方法を学科ごとに定める。
- ③ 選抜に用いる調査書の成績の満点は、「各教科の学習の記録」のみを点数化する場合には上記の①の満点とし、「各教科の学習の記録」以外の記載項目も点数化する場合には①、②の満点の合計とする。

学力検査

学力検査については、この冊子の「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「3 入学者選抜」の「1 選抜方法」の「(1) 特色選抜」**学力検査**①～⑧（7～8ページ参照）に定めるところによる。

連携型面接

志願者全員に対して連携型面接を行う。

各連携型高等学校は、連携型中高一貫教育にふさわしい入学者を選抜するため、志願者を多面的・多元的に評価するための資料の一つとして連携型面接の結果を積極的に活用する。

このため、連携型面接の内容としては、志願者の個性や学ぶ意欲をみることとする。

ただし、連携型面接の結果については、点数化することを原則とするが、段階評価とすることも可能とする。

「入学者選抜実施委員会」において、連携型面接の内容・方法等について事前に十分に検討し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料が得られるよう配慮する。

連携型検査

各連携型高等学校が連携している内容に応じた選抜方法に加え、連携型高等学校の特色や学科の特性等に関する内容に応じた選抜方法を選択して実施することができる。

※ 連携型面接等の日時及び会場

- ① 日 時 令和6年3月5日(火)の学力検査終了後、又は3月6日(水)、3月7日(木)の午前9時以降、出願先の高等学校長が指定した日時
- ② 会 場 出願先高等学校

選抜の手順

選抜は、学力検査の成績、調査書の審査結果、連携型面接を点数化する場合にはその結果及び連携型検査を実施する場合にはその結果をそれぞれ点数化して、学力検査の成績と他の資料の配点の比率が明確になるよう、県教育委員会が定めた範囲内で、各高等学校が学科ごとに配点を設定する。

さらに、それら選抜資料の得点を加えて得られた成績と、点数化しない調査書の記載事項及び連携型面接の内容とを十分に精査して、総合的に判定する。

2 合格者発表

合格者発表については、この冊子の「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「3 入学者選抜」の「2 合格者発表」（11ページ参照）に定めるところにより、前期選抜の合格者と併せて、前期選抜の合格者発表と同時に発表する。

3 その他

(1) 追検査等の実施

追検査等の実施については、この冊子の「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」「3 入学者選抜」の「3 追検査等の実施」（11～12ページ参照）に定めるところによる。

(2) 連携型選抜の一部が未完了になった者の取扱い

連携型選抜の一部が未完了となった者については、この冊子の「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」「3 入学者選抜」の「4 その他」（1）（12ページ参照）に定めるところによる。

(3) 連携型選抜で不合格になった者についての取扱い

連携型選抜と一般選抜の両方に出願した者は、連携型選抜で出願した学科において不合格となつても、一般選抜で出願した学科において選抜の対象とする。

連携型選抜のみに出願した者が不合格となった場合、後期選抜に出願するときは、この冊子の「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

(4) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（別記様式共通8号）を在学中学校長を通して出願先の高等学校長に提出する。

4 そ の 他

- 1 以上のはかは、この冊子の「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。
- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、県教育委員会教育長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月8日から施行する。

実連
携施
型要
選綱抜

令和6年度福島県立高等学校通信制の課程 入学者選抜実施要綱

1 実施高等学校及び学科

福島県立郡山萌世高等学校 通信制の課程 普通科

2 募集定員

募集定員については別に公告する。

3 出願資格

この冊子の「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第1 入学者募集」の「2 出願資格」（1ページ参照）に定めるところによる。

4 出願方法

- 1 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、志願先の高等学校長に出願する。
- 2 上記1以外の者は、直接、志願先の高等学校長に出願する。

5 選抜方法

高等学校長は、提出された調査書（別記様式共通1号）又はこれに代わる書類、その他必要な書類を資料として自校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。選抜のための学力検査は実施しない。

6 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」第1条により県下一円とする。

7 出願期間

令和6年2月5日(月)から3月29日(金)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
ただし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

8 出願に必要な書類

- 1 入学願書（別記様式共通9号により、高等学校において作成したもの）
出願前3か月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真（縦40mm×横30mm、裏面に氏名記入）及び入学検定料として350円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
- 2 調査書（別記様式共通1号）
やむを得ない事情で調査書を提出できない場合は、これに代わる書類（卒業証明書、成績証明書等）を提出する。

9 その他の

- 1 以上のほかは、この冊子の「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。
- 2 自己申告書の提出
自己申告書の提出については、この冊子の「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「9 自己申告書の提出」（4ページ参照）に定めるところによる。

- ただし、提出期間は、令和6年2月19日(月)から3月29日(金)までとする。
郵送の場合には、3月29日(金)必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。
- 3 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、県教育委員会教育長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月8日から施行する。

令和6年度福島県立高等学校入学者選抜における 外国人生徒等に係る特別枠選抜実施要綱

1 出願資格

この冊子の「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第1 入学者募集」の「2 出願資格」（1ページ参照）に定める出願資格を有する者で、以下の条件を満たす者とする。

1 外国人生徒の場合

保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が3年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者

ただし、「入国後の在日期間が3年以内」とは、原則として、入国した日から令和6年2月1日現在で3年が経過していない場合をいう。

2 海外帰国生徒の場合

海外に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、令和6年2月1日現在、帰国後3年以内で、保護者と共に福島県内に居住し、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者

ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、県内に志願者と同居することが確実であれば出願を認める。

2 実施高等学校・学科及び募集定員

1 実施高等学校・学科

福島県立福島北高等学校（総合学科）	福島県立福島南高等学校（国際文化科）
福島県立あさか開成高等学校（国際科学科）	福島県立光南高等学校（総合学科）
福島県立会津学鳳高等学校（総合学科）	福島県立いわき湯本高等学校（普通科）
福島県立相馬総合高等学校（総合学科）	

2 募集定員

募集定員については、転入学許可の特別定員枠の扱いに準じる。

3 出願方法、選抜等

1 出願書類の受付期間、受付時間及び検査日

(1) 受付期間及び受付時間

受付期間は、令和6年2月5日(月)から2月8日(木)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

(2) 検査日

令和6年3月5日(火)

2 出願に必要な書類

(1) この冊子の「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「8 出願に必要な書類」（3～4ページ参照）に定めるところによる。

入学願書、受験票用紙及び入学検定料納付済証明書用紙については、外国人生徒等に係る特別枠選抜に対応する様式（別記様式統一4号の1、統一4号の2及び統一4号の3）とする。

ただし、本県所定の調査書（別記様式共通1号）の記載が困難な場合は、外国における最終学校の成績証明書、又はこれに代わるもので代替することができる。

(2) 外国人生徒等については、そのことを証明する書類を添付する。

◇外国人生徒…………市町村長が発行する「住民票の写し」

◇海外帰国生徒…………海外生活を証明する書類（在住期間明示のもの）

(3) 外国人生徒等特別枠選抜適用申請書（別記様式特枠1号）

(4) その他出願先高等学校長が必要とする書類

3 学力検査等

英語（又は自国語）又は日本語による作文と面接を実施する。
ただし、校長の判断により基礎学力検査を課すことができる。

4 検査会場

出願先高等学校

5 選抜方法

高等学校長は、中学校長等から提出された調査書の審査結果、作文の結果及び面接の結果を資料として、さらに基礎学力検査を実施する高等学校においてはその結果を併せて資料として、自校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

6 その他の

- (1) 追検査等の実施については、この冊子の「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」「3 入学者選抜」の「3 追検査等の実施」(11~12ページ参照)の定めに準ずる。ただし、「(2) 定員について」を除く。
- (2) 外国人生徒等に係る特別枠選抜の一部が未完了となった者については、この冊子の「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」「3 入学者選抜」の「4 その他」(1)(12ページ参照)の定めに準ずる。

4 その他の

- 1 以上のはかは、この冊子の「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。
- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、県教育委員会教育長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月8日から施行する。

各 種 樣 式

統一作成様式

様式統一1号の1	前期選抜入学願書	31
の2	前期選抜受験票	32
の3	入学検定料納付済証明書（前期選抜用）	32
様式統一2号の1	後期選抜入学願書	33
の2	後期選抜受験票	34
の3	入学検定料納付済証明書（後期選抜用）	34
様式統一3号の1	連携型・一般選抜入学願書	35
の2	連携型・一般選抜受験票	36
の3	入学検定料納付済証明書（連携型・一般選抜用）	36
様式統一4号の1	外国人生徒等に係る特別枠選抜入学願書	37
の2	外国人生徒等に係る特別枠選抜受験票	38
の3	入学検定料納付済証明書（外国人生徒等に係る特別枠選抜用）	38
様式統一5号	※自己申告書	39

各選抜共通様式

様式共通1号	※調査書	40
様式共通2号	※他都道府県の公立高等学校を志願しない証明書	41
様式共通3号	※自己申告書受領書	42
様式共通4号の1	前期選抜志願者名簿	43
の2	後期選抜志願者名簿	44
様式共通5号	合格通知書	45
様式共通6号	一括募集実施承認申請書	45
様式共通7号	出願取消届	46
様式共通8号	入学辞退届	46
様式共通9号	入学願書（通信制の課程）	47
様式共通10号	※住所等に関する届出書	48
様式共通11号	※受験上の配慮申請書	49
様式共通12号	※生活・学習の様子、配慮等に関する説明書	50
様式共通13号	受験上の配慮に関する通知書	51
様式共通14号	追検査等受験願	52
様式共通15号	追検査等受験許可証	53
様式共通16号	一部未完了となった選抜の意思連絡書	54
様式共通17号	一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書	55

前期選抜関係

様式前期1号	特色選抜募集定員枠届	56
様式前期2号	特色選抜志願理由書	57
様式前期3号の1	※前期・連携型選抜出願先変更願	58
の2	※前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願	59
様式前期4号の1	※前期・連携型選抜出願先変更承認書	60
の2	※前期・連携型選抜出願先変更連絡書	61
様式前期5号	学力検査実施教科届	62
様式前期6号	傾斜配点実施届	63

後期選抜関係

様式後期1号	後期選抜実施届	64
様式後期2号の1 の2	※後期選抜出願先変更願（同一高等学校） ※後期選抜出願先変更願（他の高等学校）	65 66
様式後期3号	※後期選抜出願先変更者名簿	67

連携型選抜関係

様式連携1号	連携型選抜募集定員枠届	68
様式連携2号	連携型選抜志願者名簿	69

外国人生徒等に係る特別枠選抜関係

様式特枠1号	※外国人生徒等特別枠選抜適用申請書	70
--------	-------------------	----

(注) ※印を付した様式については、複写して用いてもよい。

様式統一1号の1

※	月	日受付
※	第	号

受	験	番	号
※			番

※印の欄には記入しない。

令和6年度前期選抜入学願書

令和 年 月 日

福島県立 高等学校長 様

志願者氏名

(本人自署)

保護者氏名

(保護者自署)

貴校第1学年に入学を志願いたします。

課程	(全日制・定時制) の課程			あてはまるものを○で囲む。
志願する学科	特色選抜	科()コース		
	一般選抜	科()コース	第二志望	科()コース
志願者	現住所	郵便番号(-)	ふりがな	
			氏名	
			生年月日	平成 年 月 日生
保護者	現住所	郵便番号(-)	ふりがな	
			氏名	
			志願者との関係	
通学区域	県内固定区 県内共通区 県内隣接学区 県内のその他	県外隣接学区	あてはまるものを○で囲む。	
履歴	平成 令和 年 3月	学校	卒業 卒業見込	

学力検査における傾斜配点について、下記教科を申請します。(一般選抜における自己申告による場合のみ記入)

国語	社会	数学	理科	外国語(英語)

(注) 1 志願する学科の欄のコースには、募集定員がコース別に設定されている学科を志願する場合に志願するコースを記入する。それ以外の場合は空欄とする。2 出願しない選抜がある場合は、当該欄に斜線をひく。3 一般選抜において、第二志望を認める学校に出願する場合には、必ず、募集要項で確認の上、希望があれば第二志望の欄に記入する。それ以外の場合は、当該欄に斜線をひく。

4 中学校卒業者の場合、履歴の欄には、中学校卒業後の学歴、職歴を詳しく記入する。

5 中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、緊急連絡先の電話番号を履歴の欄に記入する。

6 自己申告による傾斜配点を実施する学校に出願する場合は、自己申告する教科欄に○を記入する。それ以外の場合は空欄とする。なお、申告後の変更は認めない。

7 収入証紙は、はがれないようにのり付けを完全にし、消印しない。

福島県収入証紙(全日制2,200円、定時制950円)を貼る位置

様式統一 1号の2

6 前期選抜受験票

受 験 番 号	特色 選抜	科	※ 番
	一般 選抜	科	
在学(出身) 学校名			
志願者氏名			

※印の欄には記入しない。

注意事項

- 1 この票は受験のとき必ず持参すること。
- 2 学力検査当日は次のものを持参すること。
上げき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）
- 3 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
- 4 時間、持ち物等については、必ず、募集要項等で確認すること。
- 5 出願しない選抜がある場合は、当該欄に斜線をひくこと。

実施期日

学力検査：令和6年3月5日（火）

なお、面接や検査等を実施するので、必ず、募集要項等で確認すること。

印

(高等学校長公印)

(注) この票は合格通知書を受け取るときに必要となるので、大切に保管すること。

-----キ-----リ-----ト-----リ-- (出願時には切りはなさないこと) -----

様式統一 1号の3

6 入学検定料納付済証明書

在学(出身)
学校名 -----

志願者氏名 -----

上記の者は、本校（　全日制　　定時制　　）の課程
の前期選抜に出願した際、入学検定料を納付したことを証明
します。

令和　　年　　月　　日

印

(高等学校長公印)

(注) かっこの中については、あてはまるものを○で囲む。

様式統一2号の1

※	月	日受付
※	第	号

受	験	番	号
※			番

※印の欄には記入しない。

令和6年度後期選抜入学願書

福島県立 高等学校長 様

令和 年 月 日

志願者氏名

(本人自署)

保護者氏名

(保護者自署)

貴校第1学年に入學を志願いたします。

課 程	(全日制 ・ 定時制) の課程			あてはまるものを○で囲む。		
学 科	科 () コース	第二志望	科 () コース			
志 願 者 者 所	現 住 所	郵便番号 (-)	ふりがな			
			氏 名			
			生年月日	平成 年 月 日生		
保 護 者 者 所	現 住 所	郵便番号 (-)	ふりがな			
			氏 名			
			志願者との関係			
通 学 区 域	県内固定区 県内共通区 県内隣接学区 県内のその他	県下一円	県外隣接学区	あてはまるものを○で囲む。		
履 歴	平成 令和 年 3月			学校	卒業 卒業見込	

- (注) 1 学科の欄のコースには、募集定員がコース別に設定されている学科を志願する場合に志願するコースを記入する。それ以外の場合は空欄とする。
 2 第二志望を認める学校に出願する場合には、必ず、募集要項で確認の上、希望があれば第二志望の欄に記入する。それ以外の場合は、当該欄に斜線をひく。
 3 中学校卒業者の場合、履歴の欄には、中学校卒業後の学歴、職歴を詳しく記入する。
 4 中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、緊急連絡先の電話番号を履歴の欄に記入する。
 5 収入証紙は、はがれないようにのり付けを完全にし、消印しない。

福島県収入証紙を貼る位置

(全日制 2,200円、定時制 950円、定時制から全日制への変更差額 1,250円)

様式統一 2 号の 2

(6) 後期選抜受験票

受験番号	科	※ 番
在学(出身) 学校名		
志願者氏名		

※印の欄には記入しない。

注意事項

- 1 この票は受験のとき必ず持参すること。
- 2 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
- 3 時間、持ち物等については、必ず、募集要項等で確認すること。

実施期日

令和 6 年 3 月 22 日 (金)

印

(高等学校長公印)

(注) この票は合格通知書を受け取るときに必要となるので、大切に保管すること。

----- キ ----- リ ----- ト ----- リ -- (出願時には切りはなさないこと) -----

様式統一 2 号の 3

(6) 入学検定料納付済証明書

在学(出身)
学校名 -----

志願者氏名 -----

上記の者は、本校（　全日制　　定時制　）の課程
の後期選抜に出願した際、入学検定料を納付したことを証明
します。

令和　　年　　月　　日

印

(高等学校長公印)

(注) かつこの中については、あてはまるものを○で囲む。

様式統一3号の1

※	月	日受付
※	第	号

受	験	番	号
※			番

※印の欄には記入しない。

令和6年度連携型・一般選抜入学願書

福島県立 高等学校長 様

令和 年 月 日

志願者氏名 (本人自署)
保護者氏名 (保護者自署)

貴校第1学年に入學を志願いたします。

課程		全日制の課程			
志願する学科	連携型選抜	科			
	一般選抜	科	第二志望	科	
志願者	現住所	郵便番号 (-)	ふりがな		
			氏名		
			生年月日	平成 年 月 日生	
保護者	現住所	郵便番号 (-)	ふりがな		
			氏名		
			志願者との関係		
学歴	令和 年 3月				学校 卒業見込

学力検査における傾斜配点について、下記教科を申請します。(一般選抜における自己申告による場合のみ記入)

国語	社会	数学	理科	外国語(英語)

(注) 1 一般選抜に出願しない場合は、当該欄に斜線をひく。

- 2 一般選抜において、第二志望を認める学校に出願する場合には、必ず、募集要項で確認の上、希望があれば第二志望の欄に記入する。それ以外の場合は、当該欄に斜線をひく。
- 3 自己申告による傾斜配点を実施する学校に出願する場合は、自己申告する教科欄に○を記入する。それ以外の場合は空欄とする。なお、申告後の変更は認めない。
- 4 収入証紙は、はがれないようにのり付けを完全にし、消印しない。

福島県収入証紙(2,200円)を貼る位置

様式統一3号の2

6 連携型・一般選抜受験票

受 験 番 号	連携型 選 抜	科	※ 番
	一 般 選 抜	科	
在学学校名			
志願者氏名			

※印の欄には記入しない。

注意事項

- 1 この票は受験のとき必ず持参すること。
- 2 学力検査当日は次のものを持参すること。
上げき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）
- 3 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
- 4 時間、持ち物等については、必ず、募集要項等で確認すること。
- 5 一般選抜に出願しない場合は、当該欄に斜線をひくこと。

実施期日

学力検査：令和6年3月5日（火）

なお、面接や検査等を実施するので、必ず、募集要項等で確認すること。

印

(高等学校長公印)

(注) この票は合格通知書を受け取るときに必要となるので、大切に保管すること。

----- キ ----- リ ----- ト ----- リ -- (出願時には切りはなさないこと) -----

様式統一3号の3

6 入学検定料納付済証明書

在 学
学 校 名 -----

志願者氏名 -----

上記の者は、本校全日制の課程の連携型・一般選抜に出願した際、入学検定料を納付したことを証明します。

令和 年 月 日

印

(高等学校長公印)

様式統一 4 号の 1

※	月	日受付
※	第	号

受	験	番	号
※		番	

※印の欄には記入しない。

令和 6 年度外国人生徒等に 係る特別枠選抜入学願書

令和 年 月 日

福島県立 高等学校長 様

志願者氏名

(本人自署)

保護者氏名

(保護者自署)

貴校第 1 学年に入学を志願いたします。

課程・学科		全日制の課程			科
志願者	現住所	郵便番号	()	ふりがな
					氏名
					生年月日
保護者	現住所	郵便番号	()	平成 年 月 日生
					ふりがな
					氏名
					志願者との関係
履歴	平成 令和	年	月	学校	卒業 卒業見込

- (注) 1 中学校卒業者の場合、履歴の欄には、中学校卒業後の学歴、職歴を詳しく記入する。
 2 中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、緊急連絡先の電話番号を履歴の欄に記入する。
 3 収入証紙は、はがれないようにのり付けを完全にし、消印しない。

福島県収入証紙（2,200円）を貼る位置

様式統一 4 号の 2

⑥ 外国人生徒等に係る 特別枠選抜受験票

受験番号	科	※ 番
在学(出身) 学校名		
志願者氏名		

※印の欄には記入しない。

注意事項

- 1 この票は受験のとき必ず持参すること。
- 2 当日は次のものを持参すること。
上書き、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）
- 3 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
- 4 時間、持ち物等については、必ず、募集要項等で確認すること。

実施期日

令和 6 年 3 月 5 日（火）

印

(高等学校長公印)

(注) この票は合格通知書を受け取るときに必要となるので、大切に保管すること。

----- キ ----- リ ----- ト ----- リ -- (出願時には切りはなさないこと) -----

様式統一 4 号の 3

⑥ 入学検定料納付済証明書

在学(出身)
学校名

志願者氏名

上記の者は、本校全日制の課程の外国人生徒等に係る特別枠選抜に出願した際、入学検定料を納付したことを証明します。

令和 年 月 日

印

(高等学校長公印)

自己申告書

令和 年 月 日

福島県立

高等学校長 様

学校名

志願者氏名

(本人自署)

保護者氏名

(保護者自署)

私は、貴校第1学年に入學を志願するに当たり、次のとおり申告いたします。

志願者記入欄（長期欠席等の理由など）

(保護者記入欄)

住所		電話番号	
----	--	------	--

(記入上の注意)

- 1 筆記用具はボールペン又は万年筆を使用する。
- 2 志願者記入欄は、本人自筆にて記入する。
- 3 保護者は、必要に応じて保護者記入欄に補足してもよい。その際は、保護者が自筆にて記入する。
- 4 住所・電話番号欄には、志願者の住所及び電話番号を記入する。
- 5 提出に当たっては、志願者は、自己申告書を厳封の上、志願先の高等学校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。

令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書

										受験番号			
志 願 者	ふりがな					性 別	志 願 先	福島県立 高等学校				志願学科	
	氏名											(特色・連携型)選抜 科 ()コース	
	生年月日	平成	年	月	日生			(全日制・定時制・通信制) の課程				選抜第一志望 科 ()コース	
	卒業年月	平成	年3月	学校								選抜第二志望 科 ()コース	
	卒業後の状況・その他												
各学 習の 科記 録	教科 学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語 (英語)			
	1年												
	2年												
	3年												
総合的な学習 の時間の記録		1 年				2 年				3 年			
特別 活動 等の 記録			1年			2年			3年				
	学級活動												
	生徒会活動												
	学校行事												
	その他の活動												
出 欠 の 記 録	学年	出席すべき日数	欠席日数	備考		長所 ・特技 等の 記録							
	1年												
	2年												
	3年												
本書の記載に誤りのないことを証明します。 令和 年 月 日 立 学校長 団													
記載責任者氏名													

証明書

都道府県名 _____

学 校 名 _____ 立 _____ 学校
(卒業見込・卒業)

氏 名 _____

都道府県名

上記の者は、 _____ 公立高等学校を志願しないこ
とを証明する。

令和 年 月 日

都道府県名 _____

学 校 名 _____ 立 _____ 学校

校長氏名 _____ 印

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

都道府県名

----- 教育委員会教育長 印

自己申告書受領書

学校名 _____

志願者氏名 _____ 様

保護者氏名 _____ 様

あなたから提出のあった自己申告書を確かに受領しました。

令和 年 月 日

印

(高等学校長公印)

令和 6 年度福島県立○○高等学校前期選抜志願者名簿

通し番号	氏 名	特 色 選 抜 志願学科名	一 般 選 抜 志願学科名	性別	卒業年度	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						

上記の者は、貴校以外の公立高等学校に入学願書を提出していないことを申し添えます。

令和 年 月 日

○○立○○学校長

印

- (注) 1 名簿については、次のように整理する。なお、募集定員がコース別に設定されている学科の場合、志願学科名の欄にかつてコース名を付し、コースごとに整理すること。
- ① まず、特色選抜志願学科ごとに整理する。
 - ② 特色選抜に出願しない志願者は一般選抜志願学科ごとに整理し、後に記載する。
 - ③ 特色選抜志願学科内においては、一般選抜志願学科ごとに整理し、一般選抜に出願しない志願者については後に記載する。
 - ④ 整理した同一学科内では、中学校における学級順に整理する。
- 2 入学願書は、この名簿順に整理して提出する。
- 3 過年度卒業者は、最後に記載する。
- 4 全日制の課程と定時制の課程は、それぞれ別に作成する。

令和 6 年度福島県立○○高等学校後期選抜志願者名簿

通し番号	氏 名	志願学科名	性別	卒業年度	備考	
					前期選抜	連携型選抜
1						
2						
3						
4						
5						
6						

上記の者は、貴校以外の公立高等学校に入学願書を提出していないことを申し添えます。

令和 年 月 日

○○立○○学校長

印

- (注) 1 名簿は、志願学科ごとに整理する。なお、募集定員がコース別に設定されている学科の場合、志願学科名の欄にかっこでコース名を付し、コースごとに整理すること。
- 2 入学願書は、この名簿順に整理して提出する。
- 3 過年度卒業者は、最後に記載する。
- 4 全日制の課程と定時制の課程は、それぞれ別に作成する。
- 5 後期選抜において、前期選抜又は連携型選抜に出願した志願者の備考欄に、入学検定料を納付した選抜に応じて○を記入する。

合 格 通 知 書

受験番号 番
氏名 様

あなたは、令和6年度福島県立高等学校入学者選抜において、
本校〇〇制の課程〇〇科に〇〇選抜で合格したので通知します。

令和 年 月 日

福島県立〇〇高等学校長 印

(注) 入学までの指示連絡事項等を付記してもよい。

選抜名には、「特色」、「一般」、「連携型」、「特別枠」または「後期」と記載すること。

一括募集実施承認申請書

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

福島県立〇〇高等学校長

令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に基づき、本校において下記のとおり一括募集を実施したいので、承認くださるよう申請します。

記

- 1 課程・学科・定員
- 2 実施の理由
- 3 その他

提出期限 令和5年10月27日（金）まで

出願取消届

令和 年 月 日

福島県立 高等学校長 様

学 校 名

志願者氏名 (本人自署)

保護者氏名 (保護者自署)

貴校 制の課程 (受験番号 番) に下記のとおり出願しましたが、これを取り消しますのでお届けします。

記

選抜名	科 名	選抜名	科 名
選抜	科	一般選抜	科

(注) 1 選抜名には、記入が必要な場合、「特色」、「連携型」、「特別枠」又は「後期」と記入すること。

2 特色選抜、連携型選抜又は一般選抜に出願しない場合は、当該欄に斜線をひく。

入学辞退届

令和 年 月 日

福島県立 高等学校長 様

学 校 名

志願者氏名 (本人自署)

保護者氏名 (保護者自署)

貴校 制の課程 学科 (受験番号 番) に合格しましたが、都合により入学を辞退しますのでお届けします。

※ 月 日受付
※ 第 号

受 驗 番 号
※ 番

※印の欄には記入しない。

入 学 願 書

令和 年 月 日

福島県立郡山萌世高等学校長 様

志願者氏名

(本人自署)

保護者氏名

(保護者自署)

貴校第1学年に入学を志願いたします。

課 程・学 科		通 信 制 の 課 程 普 通 科				
志 願 者	ふりがな					
	氏 名					
	生 年 月 日	昭 和 年 月 日 生	平 成			
保 護 者	現 住 所	郵便番号 (-)				
	ふりがな					
	氏 名					
履 歴	現 住 所	郵便番号 (-)				
	平成 令和	年 3 月	学校	卒 業		
				卒業見込		

(写真を貼る)
(縦40mm×
横30mm)
裏面に氏名記入

(注) 収入証紙は、はがれないようにのり付けを完全にし、消印しない。

福島県収入証紙（350円）を貼る位置

住所等に関する届出書

令和 年 月 日

福島県立 高等学校長 様

志願者氏名 (本人自署)

保護者氏名 (保護者自署)

下記のとおり住所等を届け出ます。

記

志 願 者	氏 名	
	震 災 発 生 時 の 住 所	郵便番号 (—)
保 護 者	氏 名	
	震 災 発 生 時 の 住 所	郵便番号 (—)
	入学後 の 住 所	郵便番号 (—)
上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日		
立 学校長 印		

(注) 1 「入学後の住所」の欄には、入学後の住所が入学願書に記入した現住所と異なる場合に記入する。

2 身元引受人のもとから出願する場合、身元引受人の住民票の写しを添付する。

受験上の配慮申請書

令和 年 月 日

福島県立 高等学校長 様

志願者氏名 (本人自署)

保護者氏名 (保護者自署)

下記のとおり、受験上の配慮をしてくださるよう申請します。

記

1 配慮を希望する選抜

特色選抜	一般選抜	連携型選抜	外国人等に係る特別選抜	後期選抜

※該当する選抜に○を記入する。

2 配慮を希望する事項・内容

(1) 検査会場等（別室での受験、他の受験生と同室でよいが一番前等）

記入例：「別室での受験を希望する。」

(2) 検査方法等（拡大鏡の使用、検査問題の拡大、時間延長等）

記入例：「拡大鏡の使用を希望する。」

(3) その他（器具の持ち込み、介助員の付き添い等）

記入例：「車いすの使用を希望する。」

3 配慮を希望する理由（具体的な障がいの内容や程度等）

受験に際し、上記の配慮が必要であると判断します。

令和 年 月 日

..... 立 学校長 印

(注) 本用紙は志願者及び保護者が記入し、在学（出身）中学校長を通して提出する。

生活・学習の様子、配慮等に関する説明書

令和 年 月 日

福島県立 _____ 高等学校長 様

印

(学校長公印)

下記のとおり、学校における生活・学習の様子、配慮等について説明します。

記

志願者氏名 _____

学校における生活・学習の様子

学校における支援内容・方法、配慮事項等

その他（関係機関との連携等）

受験上の配慮に関する通知書

令和 年 月 日

氏名

様

福島県立○○高等学校長 印

下記のとおり、受験上の配慮に関するお知らせします。

記

1 配慮の有無について

2 配慮する選抜と配慮する事項・内容

特色選抜	一般選抜	連携型選抜	外国人留学生等による特別枠選抜	後期選抜

※該当する選抜に○を記入する。

(1) 検査会場等

(2) 検査方法等

(3) その他

追 檢 查 等 受 驗 願

令和 年 月 日

福島県立 高等学校長 様

受験番号 _____ 番

志願者氏名.....

保護者氏名_____

(志願者・保護者自署)

令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の規定により、追検査等の受験について許可願います。

追検査等受験願提出の理由

本志願者について、上記のとおり相違ないことを認めます。

(中學校長記入欄)

令和 年 月 日

學校長

印

(記入上の注意等)

- 1 志願者自筆とし、筆記用具はボールペン又は万年筆を使用する。
 - 2 令和6年3月7日(木)午後4時までに、志願先高等学校長に提出する。
 - 3 インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した場合
及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部
を欠席した場合は、そのことを証明する医師の診断書を添付する。

追検査等受験許可証

令和 年 月 日

福島県立○○高等学校長 印

下記の者の追検査等の受験を許可します。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 受験番号 | -----
番 |
| 2 在学（出身）学校名 | -----
学校 |
| 3 志願者氏名 | ----- |
| 4 追検査等実施日 | 令和 6 年 3 月 11 日（月）
令和 6 年 3 月 12 日（火）
※○の付いた日に受験する。 |
| 5 会場 | 出願先高等学校 |
| 6 追検査等内容 | (1) 学力検査
国語・数学・外国語(英語)・理科・社会
(2) 一般面接
(3) 特色面接
(4) 特色検査
(5) 連携型面接
(6) 連携型検査
(7) 特別枠選抜
※○の付いた内容を受験する。 |
| 7 持参物 | (1) 追検査等受験許可証（本紙）
(2) 受験票
(3) その他
※受験票の記載ならびに出願先高等学校
の募集要項等を確認すること。 |

一部未完了となった選抜の意思連絡書

令和 年 月 日

福島県立 _____ 高等学校長 様

印

(学校長公印)

志願者氏名 _____ 受験番号 _____ 番

志願し、未完了となった選抜（該当する選抜に○を記入する）

特色選抜	一般選抜	連携型選抜	外国人生徒等に係る特別枠選抜

上記の者は、志願した選抜において、一部が未完了となったため、今後の意思については以下のとおりであることを、お伝えします。

<今後の意思>（希望する項目に○を記入する）

1 追検査等は受験しない。受験した内容のみで合否判定されることを希望する。	
2 追検査等で残りの検査等を受験することを希望する。	

(記入上の注意)

- 1 令和6年3月7日(木)午後4時まで志願先高等学校長に提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に志願先高等学校長に連絡する。
- 2 <今後の意思>の表で、1に○を記入した場合、追検査等を受験することはできない。

一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書

令和 年 月 日

立 _____ 学校長 様

福島県立 _____ 高等学校長 印

志願者氏名 _____ 受験番号 _____ 番

上記の者についての、一部未完了となった選抜の意思連絡書を受領しました。また、未完了となった選抜及び今後の意思については、以下のとおりであることを、確認しました。

志願し、未完了となった選抜（該当する選抜に○を記入する）

特色選抜	一般選抜	連携型選抜	外国人生徒等に係る特別枠選抜

<今後の意思>（該当する項目に○を記入する）

1 追検査等は受験しない。受験した内容のみで合否判定されることを希望する。	
2 追検査等で残りの検査等を受験することを希望する。	

特色選抜募集定員枠届

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

福島県立○○高等学校長

令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に基づき、本校において下記の枠で特色選抜を実施しますので届出をします。

記

課程	学科	募集定員枠
		%

提出期限 令和5年10月27日（金）まで

受験番号
※番

※印の欄には記入しない。

令和6年度特色選抜志願理由書

令和 年 月 日

福島県立○○高等学校長 様

学 校 名

志願者氏名 (本人自署)

保護者氏名 (保護者自署)

私は、下記により、貴校

科第1学年に入学を志願いたします。

志願の動機・理由	
	(注) 志願の動機・理由以外の記載項目については各高等学校が定める。 なお、記入上の注意については、下記1～3のほかに必要に応じて 付け加えてよい。 また、複数ページになる場合は、片面で作成するか、両面で作成す るかを明記する。

(記入上の注意)

- 1 志願者自筆とし、筆記用具はボールペン又は万年筆を使用する。
ただし、記入したものを複写して提出する場合、使用する筆記用具は問わない。
- 2 記入したものを複写して提出する場合、志願者氏名及び保護者氏名については複写した
ものにボールペン又は万年筆で直接自署する。
- 3 志願の動機・理由の欄は、当該高等学校・学科等を志願する動機や理由等について記入
する。

前期・連携型選抜出願先変更願

令和 年 月 日

福島県立 高等学校長 様

志願者氏名 (本人自署)

保護者氏名 (保護者自署)

下記のとおり出願先を変更したいので、承認くださるようお願いします。

記

1 はじめに出願した選抜の種類、志望、課程、学科及び受験番号

選抜の種類	志 望	課 程	学 科	受験番号
選抜			科	番
一般選抜	第一志望		科	
一般選抜	第二志望		科	

2 変更を希望する選抜の種類、志望、課程及び学科

選抜の種類	志 望	課 程	学 科
選抜			科
一般選抜	第一志望		科
一般選抜	第二志望		科

印

(学校長公印)

(注) 1 選抜の種類の欄には、記入が必要な場合、「特色」又は「連携型」と記入すること。

2 課程の欄には、「全日制」又は「定時制」と記入すること。

前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願

令和 年 月 日

福島県立 _____ 高等学校長 様

志願者氏名 _____ (本人自署)

保護者氏名 _____ (保護者自署)

下記のとおり出願先を変更したいので、承認書の交付をお願いします。

記

1 はじめに出願した選抜の種類、志望、課程、学科及び受験番号

選抜の種類	志 望	課 程	学 科	受験番号
選抜			科	番
一般選抜	第一志望		科	
一般選抜	第二志望		科	

2 変更を希望する学校名、選抜の種類、志望、課程及び学科

福島県立 _____ 学校

選抜の種類	志 望	課 程	学 科
選抜			科
一般選抜	第一志望		科
一般選抜	第二志望		科

印

(学校長公印)

(注) 1 選抜の種類の欄には、記入が必要な場合、「特色」又は「連携型」と記入すること。

2 課程の欄には、「全日制」又は「定時制」と記入すること。

前期・連携型選抜出願先変更承認書

学 校 名 立 _____ 学校

志願者氏名 _____

上記の者は、下記のとおり本校に志願したが、出願先を変更する旨の願い出があったのでこれを承認する。

記

1 はじめに出願した選抜の種類、志望、課程、学科及び受験番号

選抜の種類	志 望	課 程	学 科	受験番号
選抜			科	番
一般選抜	第一志望		科	
一般選抜	第二志望		科	

2 変更を希望する学校名、選抜の種類、志望、課程及び学科

福島県立

学校

選抜の種類	志 望	課 程	学 科
選抜			科
一般選抜	第一志望		科
一般選抜	第二志望		科

令和 年 月 日

印

(高等学校長公印)

(注) 1 選抜の種類の欄には、記入が必要な場合、「特色」又は「連携型」と記入すること。

2 課程の欄には、「全日制」又は「定時制」と記入すること。

前期・連携型選抜出願先変更連絡書

令和　年　月　日

福島県立 _____ 学校長 様

印
(高等学校長公印)

立 _____ 学校 _____ 氏名 _____

上記の者は、下記のとおり本校に志願したが、貴校に出願を変更する旨の申し出があったので連絡します。

記

1 はじめに出願した選抜の種類、志望、課程、学科及び受験番号

選抜の種類	志 望	課 程	学 科	受験番号
選抜			科	番
一般選抜	第一志望		科	
一般選抜	第二志望		科	

2 変更を希望する学校名、選抜の種類、志望、課程及び学科

福島県立 _____ 学校 _____

選抜の種類	志 望	課 程	学 科
選抜			科
一般選抜	第一志望		科
一般選抜	第二志望		科

(注) 1 選抜の種類の欄には、記入が必要な場合、「特色」又は「連携型」と記入すること。

2 課程の欄には、「全日制」又は「定時制」と記入すること。

学力検査実施教科届

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

福島県立○○高等学校長

令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に基づき、本校において下記のとおり教科を減じて学力検査を実施しますので届出します。

記

1 課程・学科

2 教科を減じる理由

3 実施教科

提出期限 令和5年10月27日（金）まで

傾斜配点実施届

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

福島県立○○高等学校長

令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に基づき、本校において下記のとおり傾斜配点を実施しますので届出をします。

記

1 選抜の種類

2 課程・学科

3 実施の理由

4 実施の内容

○ 実施教科を学校が指定する場合

教 科	
満 点	

○ 自己申告により実施する場合（一般選抜のみ）

申 告	
教 科 数	
傾斜配点 の 方 法	

(注) 「4 実施の内容」については、あてはまる項目について記入する。

提出期限 令和5年10月27日（金）まで

後期選抜実施届

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

福島県立〇〇高等学校長

令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に基づき、本校において下記のとおり後期選抜を実施しますので届出をします。

記

課程・学科	制の課程	科	科	科
募集定員		名	名	名
前期選抜合格者数		名	名	名
連携型選抜合格者数		名	名	名
後期選抜募集定員		名	名	名

(注) 学科数が3を超える場合は、欄を追加して作成する。

提出期限 令和6年3月15日(金)まで

後期選抜出願先変更願

令和 年 月 日

福島県立 _____ 高等学校長 様

志願者氏名 _____ (本人自署)

保護者氏名 _____ (保護者自署)

下記のとおり出願先を変更したいので、承認くださるようお願いします。

記

1 はじめに出願した志望、課程、学科及び受験番号

志 望	課 程	学 科	受験番号
第一志望		科	番
第二志望		科	

2 変更を希望する志望、課程及び学科

志 望	課 程	学 科
第一志望		科
第二志望		科

印

(学校長公印)

(注) 課程の欄には、「全日制」又は「定時制」と記入すること。

後期選抜出願先変更願

令和 年 月 日

福島県立 _____ 高等学校長 様

志願者氏名 _____ (本人自署)

保護者氏名 _____ (保護者自署)

下記のとおり出願先を変更したいので、承認くださるようお願いします。

記

1 はじめに出願した学校名、志望、課程、学科及び受験番号

福島県立 _____		学校	
志 望	課 程	学 科	受験番号
第一志望		科	番
第二志望		科	

2 変更を希望する志望、課程及び学科

志 望	課 程	学 科
第一志望		科
第二志望		科

印

(学校長公印)

(注) 課程の欄には、「全日制」又は「定時制」と記入すること。

後期選抜出願先変更者名簿

令和 年 月 日

福島県立 高等学校長 様

印

(学校長公印)

下記のとおり、出願先を変更しますのでお知らせします。

記

通し番号	志願者氏名	受験番号	現在の出願課程 ・学科	出願変更希望先 高等学校	変更希望課程 ・学科
			制の課程 学科		制の課程 学科
			制の課程 学科		制の課程 学科
			制の課程 学科		制の課程 学科
			制の課程 学科		制の課程 学科
			制の課程 学科		制の課程 学科
			制の課程 学科		制の課程 学科

連携型選抜募集定員枠届

令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

福島県立○○高等学校長

令和6年度福島県立高等学校連携型中高一貫教育に係る入学者選抜実施要綱に基づき、本校において下記の枠で連携型選抜を実施しますので届出をします。

記

課程	学科	募集定員枠
		%

提出期限 令和5年10月27日（金）まで

令和6年度福島県立〇〇高等学校連携型選抜志願者名簿

通し番号	氏 名	連携型選抜志願学科名	一般選抜志願学科名	性別	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					

上記の者は、貴校以外の公立高等学校に入学願書を提出していないことを申し添えます。

令和 年 月 日

〇〇立〇〇学校長

印

(注) 1 名簿については、次のように整理する。

- ① まず、連携型選抜志願学科ごとに整理する。
 - ② 連携型選抜志願学科内においては、一般選抜志願学科ごとに整理し、一般選抜に出願しない志願者については後に記載する。
 - ③ 整理した同一学科内では、中学校における学級順に整理する。
- 2 入学願書は、この名簿順に整理して提出する。

外国人生徒等特別枠選抜適用申請書

福島県立 _____ 高等学校長 様

志願者氏名 _____ (本人自署)

保護者氏名 _____ (保護者自署)

下記の事項に基づき、(外国人生徒 ・ 海外帰国生徒)※ として「外国人生徒等に係る特別枠選抜」への適用を申請します。

記

1 帰国・入国年月日 令和 年 月 日

2 帰国・入国後の編入学校名 (編入学年) ()

3 帰国・入国前、帰国・入国後の教育歴

学 校 名	所在地 (国名・都市名)	期 間
		年 月～ 年 月

上記のとおり相違なく、かつ、「外国人生徒等に係る特別枠選抜」の出願資格を有することを証明します。

令和 年 月 日

印

(学校長公印)

※当てはまるものを○で囲む。

福島県立高等学校の通学区域に関する規則

(昭和25年2月14日福島県教育委員会規則第1号)

最終改正 令和5年2月教育委員会規則第二号

- 第1条 福島県立高等学校（以下高等学校という。）の通学区域は別表に定めるところによる。ただし、専門教育を主とする学科、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科並びに分校の学科並びに定時制の課程（夜間の課程を含む。）及び通信制の課程は、県下一円とする。
- 第2条 特別の理由によりその通学区域外の高等学校に入学しようとするときは、別記様式によりその在学又は出身の学校を経て福島県教育委員会（以下教育委員会という。）に願い出て許可を受けなければならない。
- 第2条の2 隣接する通学区域の高等学校第1学年に入学しようとするときは、前条の規定にかかわらず、その学校に入学を願い出ることができる。
- 2 前項の入学の願い出は、別に定める毎年度第1学年入学者選抜の場合に限るものとし、それらの者のうち入学を許可される者はその学校の第1学年生徒定員の100分の20以内とする。
- 第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し、必要な事項は教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行し、改正後の福島県立高等学校の通学区域に関する規則別表の規定は、令和5年度入学の生徒から適用する。

別記様式（第2条）

通 学 区 域 外 入 学 许 可 願	
年 月 日	
福島県教育委員会	
保護者	現住所 氏 名
下記の者を 通学区域の 高等学校に入学させたいので許可してください。 記	
志 願 者 氏 名	(保護者との続柄) (年 月 日生)
理 由	(なるべく詳細に記入すること。)

福島県立高等学校
の
規則
に関する
通学区域

備考 願書に記入した理由以外の理由書類等がある場合は、別紙として添付すること。

別表(第1条関係)

番号	学区名	学校名	固定区	共通区
1	県北	福島高等学校	福島市	二本松市小浜、同市成田、同市西勝田、同市上長折、同市長折、同市下長折、同市西新殿、同市東新殿、同市杉沢、同市初森、同市上太田、同市田沢、同市百目木及び同市茂原
		橘高等学校	伊達市	
		福島西高等学校	二本松市	
		福島東高等学校	(小浜、成田、西勝田、上長折、長折、下長折、西新殿、東新殿、杉沢、初森、上太田、田沢、百目木及び茂原の区域を除く。)	
		川俣高等学校	伊達郡	安達郡大玉村
		伊達高等学校		本宮市
		安達高等学校		相馬郡飯舘村
		本宮高等学校		
2	県中	本宮高等学校	郡山市	二本松市小浜、同市成田、同市西勝田、同市上長折、同市長折、同市下長折、同市西新殿、同市東新殿、同市杉沢、同市初森、同市上太田、同市田沢、同市百目木及び同市茂原
		安積高等学校	須賀川市	
		郡山高等学校	田村市	
		湖南高等学校	(都路町の区域を除く。)	
		安積黎明高等学校	岩瀬郡	
		郡山東高等学校	石川郡玉川村	
		須賀川創英館高等学校	同郡平田村	安達郡大玉村
		須賀川桐陽高等学校	田村郡三春町	本宮市
		石川高等学校		田村市都路町
		田村高等学校		西白河郡中島村
		船引高等学校		同郡矢吹町
				石川郡石川町
				同郡浅川町
				同郡古殿町
				田村郡小野町
				会津若松市湊町
				双葉郡葛尾村
				いわき市川前町及び同市三和町

番号	学区名	学校名	固定区	共通区
3 県 南		白河高等学校	白河市	西白河郡中島村
		白河旭高等学校	西白河郡西郷村	同 郡矢吹町
		石川高等学校	同 郡泉崎村	石川郡石川町
			東白川郡棚倉町	同 郡浅川町
			同 郡矢祭町	同 郡古殿町
			同 郡塙町	
			同 郡鮫川村	
4 耶 麻		喜多方高等学校	喜多方市	会津若松市河東町
		西会津高等学校	(塩川町及び高郷町の区域を除く。)	喜多方市塩川町及び同市高郷町
			耶麻郡北塩原村	河沼郡会津坂下町
			同 郡西会津町	同 郡湯川村
5 会 津		会津高等学校	会津若松市	会津若松市湊町及び同市河東町
		葵高等学校	(湊町及び河東町の区域を除く。)	喜多方市塩川町及び同市高郷町
		猪苗代高等学校	南会津郡	河沼郡会津坂下町
		会津西陵高等学校	耶麻郡磐梯町	同 郡湯川村
		川口高等学校	同 郡猪苗代町	
		只見高等学校	河沼郡柳津町	
			大沼郡	
6 相 馬		相馬高等学校	相馬市	南相馬市小高区
		原町高等学校	南相馬市	相馬郡飯舘村
			(小高区の区域を除く。)	
			相馬郡新地町	

番号	学区名	学校名	固定区	共通区
7	双葉	双葉高等学校 浪江高等学校	双葉郡富岡町 同 郡川内村 同 郡大熊町 同 郡双葉町 同 郡浪江町	いわき市久之浜町及び同市大久町 田村市都路町 南相馬市小高区 双葉郡広野町 同 郡楢葉町 同 郡葛尾村
8	いわき	磐城高等学校 磐城桜が丘高等学校 好間高等学校 いわき湯本高等学校 小名浜海星高等学校 勿来高等学校 四倉高等学校	いわき市 (川前町、三和町、久之浜町及び 大久町の区域を除く。)	いわき市川前町、同市三和町、同 市久之浜町及び同市大久町 田村郡小野町 双葉郡広野町 同 郡楢葉町

福島県立高等学校の通学区域に関する規則施行細則

(令和4年12月改正)

- 第1条 福島県立高等学校普通科に入学しようとする者は、福島県立高等学校の通学区域に関する規則（以下「規則」という。）第1条の規定により、その保護者の居住する市町村の属する通学区域（別表の固定区及び共通区を含めた区域をいう。）内の高等学校に出願しなければならない。
- 第2条 高等学校長は、入学願書の居住地に関する記載事項により、出願者について前項に該当の有無を精査するものとし、必要な場合には保護者及び出願者に関する住民票謄本等の居住地に関する証明書の提出を求めることができる。
- 第3条 高等学校長は、前項による精査の結果、この細則第1条に抵触していると判断したときは、入学願書の受付を取消すことができる。受付を取消したときは、この旨出願者に通知するものとする。
- 第4条 入学後、入学願書の記載した居住地に関する事項に虚偽があることが判明したときは、高等学校長は、入学を取消すことができる。
- 第5条 規則第2条にいう「特別の理由」とは、保護者の居住地から通学できる範囲内に高等学校がないため、通学区域外の親戚または知人宅に宿泊してその区域内の高等学校に入学しようとするとき等をいう。
- 第6条 規則第2条により入学を願い出ようとするときは、その理由を証するに足る書類2部を添え通学区域外入学許可願（規則の別記様式による。）及びその許可願写しを在学または出身中学校の校長を経て、福島県教育庁教育事務所長（以下「教育事務所長」という。）に提出しなければならない。
- 第7条 前条による願い出について教育事務所長はその理由を精査し、第5条に該当すると認定したときは、願出人の提出したその理由を証する書類の1部及び通学区域外入学許可願写しにそれぞれ検印し、これを添付した許可通知書（別記様式）を在学または出身中学校の校長を経て願出人に送付するものとする。
- 第8条 出願者は、前条の書類を添付した許可通知書を添えて、入学願書を提出するものとする。
- 第9条 入学後、規則第2条に規定する通学区域外入学許可願に記載した理由に虚偽があることが判明したときは、高等学校長は入学を取消すことができる。
- 第10条 規則第1条及び第2条により入学したものについては、事情を問わず、通学区域外から通学することは認めない。
- 第11条 規則第2条の2第1項にいう「隣接する通学区域」とは、互いに境界を接している区域をいう。
- 第12条 規則第2条の2による出願については、同条の2第2項に定めるところにより高等学校長が処理するものとする。
- 第13条 規則第2条の2によって出願した者は、出願先変更期間内においてその保護者の居住する市町村の属する通学区域内の高等学校に出願を変更することができる。

第 14 条 前条により出願先を変更する場合は、入学願書に福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に定める必要書類を添付して変更先の高等学校長に提出するものとする。

第 15 条 規則第 2 条の 2 によって入学した者は、隣接する通学区域から通学することができる。

第 16 条 他県から本県の高等学校に入学を志願する者は、本県に居住していること、または入学時までに本県に居住することになることを証する書類を、他の出願書類に添付して出願しなければならない。ただし、隣接県の隣接学区から入学を志願する者については、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定及び同細部協定に基づいて高等学校長が処理するものとする。

第 17 条 転学を希望する者があるときは、規則第 1 条、第 2 条及びこの細則第 1 条から第 10 条までの定めを準用して、転学先の高等学校長が処理するものとする。ただし、通学区域外入学許可願は、本人から転学先の高等学校長に提出する。

別記様式

A4タテ判横書

許可通知書

令和 年 月 日

様

福島県教育委員会教育長



下記の者に関する通学区域外入学許可願はこれを許可する。

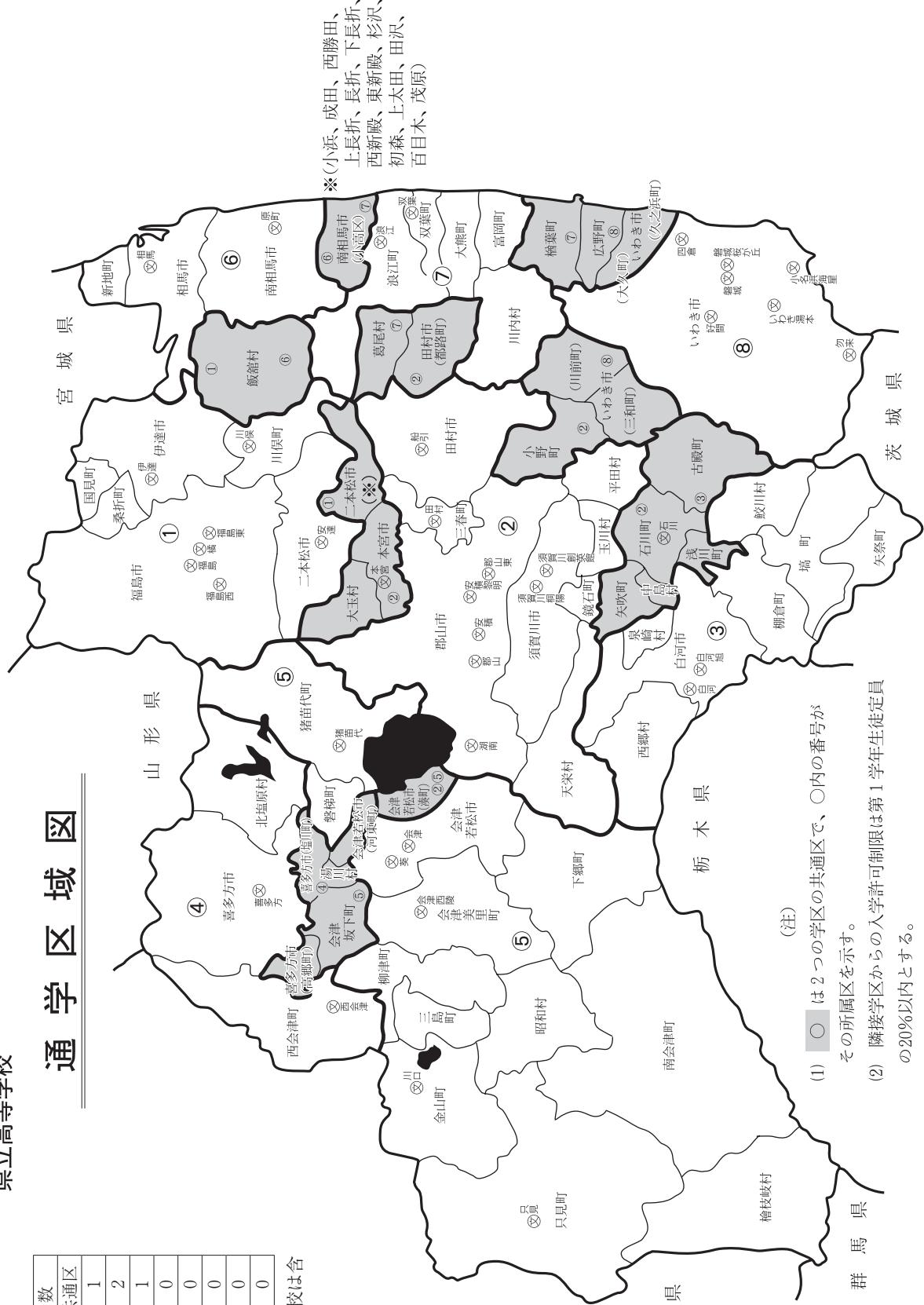
記

福島県 郡 町 字 番地
市 村

氏 名

県立高等学校

通学区域図



番号	学区名	学校数	
		固定区	共通区
1	県 北	7	1
2	県 中	9	2
3	県 南	2	1
4	耶 麻	2	0
5	会 津	6	0
6	相 馬	2	0
7	双 葉	2	0
8	い わ き	7	0

学校数は普通科設置校で、分校は含まない。

福島県立高等学校の通学規則に関する規定

福島県立川口高等学校、福島県立南会津高等学校及び福島県立只見高等学校における入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて

1 趣 旨

福島県立川口高等学校、福島県立南会津高等学校、福島県立只見高等学校の3校が他の中山間地域の小規模校にはない地域事情を有することに鑑み、これらの3校の入学者選抜においては、出願に関して弾力的な取扱いを行い、当該高等学校の活性化に資するものとする。

2 対 象 校

福島県立川口高等学校、福島県立南会津高等学校、福島県立只見高等学校

3 出願の取扱い

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」第1条により、普通科の川口高等学校及び只見高等学校と、総合学科の南会津高等学校とでは、通学区域が異なることから、それぞれ(1)及び(2)のとおり取り扱うこととする。

(1) 川口高等学校、只見高等学校に県外を含む学区外から出願する場合

① 通学できる範囲内の町村（学区内）に保護者に代わり志願者を監督、保護する者（以下「身元引受人」という。）が居住する場合においては、県外を含む学区外から当該高等学校への出願を認めるものとし、その場合には、学区内の志願者として取り扱うものとする。

② 出願方法

ア 県内からの出願の場合

「福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定める出願書類に加え、身元引受人の「住民票の写し」を提出する。

イ 県外からの出願の場合

「福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定める県外からの出願書類（ただし、保護者が福島県内に居住することになることを証明する書類を除く。）に加え、身元引受人の「住民票の写し」を提出する。

(2) 南会津高等学校に県外から出願する場合

① 県内に身元引受人が居住する場合においては、県外から当該高等学校への出願を認めるものとし、その場合には、学区内の志願者として取り扱うものとする。

② 出願方法

「福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定める県外からの出願書類（ただし、保護者が福島県内に居住することになることを証明する書類を除く。）に加え、身元引受人の「住民票の写し」を提出する。

4 そ の 他

川口高等学校、只見高等学校へ入学する者については、当該高等学校へ通学できる範囲内の町村（学区内）に住所を異動し「住民票の写し」を当該高等学校に提出するものとする。

南会津高等学校へ入学する者については、県内に住所を異動し「住民票の写し」を当該高等学校に提出するものとする。

付 記

この取扱いは、令和5年度福島県立高等学校入学者選抜から適用する。

るるふ
弾入た
力学ば
的者未
な選来学
取抜学
扱の園
い出高
に願校
つにに
い関お
ですけ

福島県立ふたば未来学園高等学校における入学者選抜の 出願に関する弾力的な取扱いについて

1 趣 旨

福島県立ふたば未来学園高等学校が双葉地区未来創造型リーダー育成構想（新双葉地区教育構想）に基づいた教育を実施することに鑑み、当該高等学校の入学者選抜においては、県外からの出願に関して弾力的な取扱いを行い、当該高等学校の活性化に資するものとする。

2 対 象 校

福島県立ふたば未来学園高等学校

3 県外からの出願

(1) 出願の取扱い

県内に保護者に代わり志願者を監督、保護する者（以下「身元引受人」という。）が居住する場合においては、県外から当該高等学校への出願を認めるものとし、その場合には、県内の志願者として取り扱うものとする。

(2) 出願方法

「福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定める県外からの出願書類（ただし、保護者が福島県内に居住することになることを証明する書類を除く。）に加え、身元引受人の「住民票の写し」を提出する。

4 そ の 他

上記3により高等学校へ入学する者については、県内に住所を異動し「住民票の写し」を高等学校に提出するものとする。

付 記

この取扱いは、平成27年度福島県立高等学校入学者選抜から適用する。

関校川
すに口
るお高
校
彈け
る入南
的入南
な學會
取者
抜校、
にの
つ出見
い願見
てに高

東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の 出願に関する弾力的な取扱いについて

1 趣 旨

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの県民等が被災し県内外に避難を余儀なくされていることに鑑み、避難している生徒等の入学者選抜の出願に関して弾力的な取扱いを行い、当該生徒等の出願機会の確保に資するものとする。

2 出願の取扱い

住民票を移さずに避難している場合においては、平成23年3月11日（以下「震災発生時」という。）の時点で保護者（保護者に代わり志願者を監督、保護する身元引受人を含む。以下同じ。）が住民登録をしていた市町村の属する通学区域内、または出願時に保護者が居住している市町村の属する通学区域内のいずれかの高等学校への出願を認めるものとし、その場合には、学区内の志願者として取り扱うものとする。

3 出願方法

- (1) 県内において避難し県内の中学校に区域外就学している生徒の場合
「福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に定める出願書類に加え、「住所等に関する届出書」（別記様式共通10号）を提出する。
- (2) 県内から避難し県外の中学校に区域外就学している生徒の場合
実施要綱に定める県外からの出願書類（ただし、保護者が福島県内に居住することになることを証明する書類を除く。）に加え、「住所等に関する届出書」（別記様式共通10号）を提出する。
- (3) 県外から避難し県内の中学校に区域外就学している生徒の場合
実施要綱に定める県外からの出願書類（ただし、保護者が福島県内に居住することになることを証明する書類を除く。）に加え、「住所等に関する届出書」（別記様式共通10号）を提出する。
- (4) 県内外に避難している中学校卒業者等の場合
実施要綱に定める出願書類に加え、「住所等に関する届出書」（別記様式共通10号）を提出する。

4 そ の 他

住民票を移し避難している場合、震災発生時に住民登録をしていた市町村の属する通学区域内、またはそれ以外の通学区域内の高等学校への出願については、実施要綱に定める「県外等からの出願」に基づき出願する。

ただし、保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類として「住所等に関する届出書」（別記様式共通10号）を提出する。

付 記

この取扱いは、令和2年度福島県立高等学校入学者選抜から適用する。

福島県立ふたば未来学園高等学校における連携型中高一貫教育に係る 入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて

1 趣 旨

福島県立ふたば未来学園高等学校は、双葉郡内の中学校との連携型中高一貫教育を実施する高等学校であり、当該高等学校における連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）においては、以下の事由により、出願に関して弾力的な取扱いを行い、当該高等学校の活性化に資するものとする。

- (1) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、県内外に分散して双葉地区教育構想に基づいた教育の実施を余儀なくされていること。
- (2) 東日本大震災以前には、双葉郡の中学生の主な進学先であった福島県立双葉高等学校、福島県立浪江高等学校、福島県立浪江高等学校津島校、福島県立富岡高等学校、福島県立双葉翔陽高等学校が、平成27年度入学者選抜より募集停止となっていること。

東日本大震災による生徒等の入学者選抜に係る弾力的な取扱いについて

2 対 象 校

福島県立ふたば未来学園高等学校

ふたば未来学園における弾力的な選抜の取扱いについて

3 出願の取扱い

以下に該当する者を、当該高等学校における連携型選抜への出願資格を有する者として加える。

- (1) 出願時にJFAアカデミー福島又は双葉地区未来創造型リーダー育成構想（新双葉地区教育構想）ビクトリープログラムに参加している者
- (2) ふたば未来学園高等学校との連携型中高一貫教育を実施している中学校に在籍している者以外で、東日本大震災が発生した時に、双葉郡内に居住していた者又は双葉郡内に保護者が居住していた者で、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程を令和6年3月卒業見込又は修了見込の者

4 出願方法

以下に該当する者は、「令和6年度福島県立高等学校連携型中高一貫教育に係る入学者選抜実施要綱」に定める出願書類に加え、次の書類を提出するものとする。

- (1) 上記3(1)に該当する者
JFAアカデミー福島又は双葉地区未来創造型リーダー育成構想（新双葉地区教育構想）ビクトリープログラムに参加していることを証明する書類（選考結果通知書の写し等）を提出する。
- (2) 上記3(2)に該当する者
「住所等に関する届出書」（別記様式共通10号）を提出する。
- (3) 上記3(2)に該当する者で、県外から出願する者
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（別記様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受け提出する。

付 記

この取扱いは、令和6年度福島県立高等学校入学者選抜において適用する。

避難指示区域等の解除により帰還した生徒等の入学者選抜の 出願に関する弾力的な取扱いについて

1 趣 旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された避難指示区域等の解除により帰還した際、帰還した生徒等が通学できる高等学校がその通学区域内にないという事情が生じる場合があることに鑑み、帰還した生徒等の入学者選抜の出願に関して弾力的な取扱いを行い、当該生徒等の出願機会の確保に資するものとする。

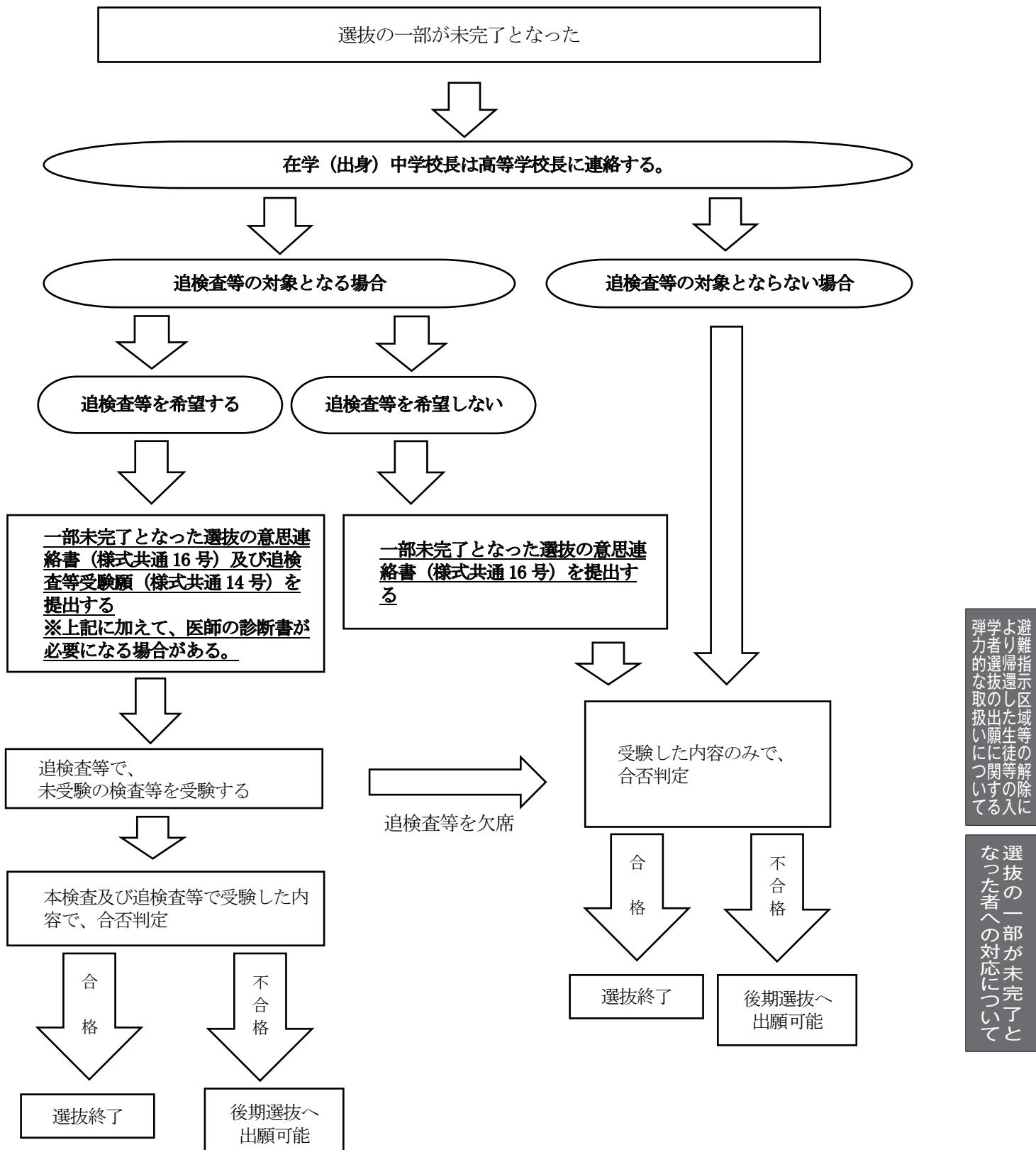
2 出願の取扱い

避難指示区域等が解除された市町村に帰還等をした際、その市町村の属する通学区域内に通学できる高等学校がない場合においては、その通学区域外の高等学校への出願を認めるものとし、その場合には、学区内の志願者として取り扱うものとする。

付 記

この取扱いは、平成 25 年度福島県立高等学校入学者選抜から適用する。

選抜の一部が未完了となった者への対応について



※ 後期選抜において選抜の一部が未完了となった場合は、受験した内容のみで合否判定を行う。

令和6年度福島県立高等学校入学者選抜関係日程

令和6年

2月			3月		
1 木			1 金		
2 金			2 土		
3 土			3 日		
4 日			4 月		
5 月通信制出願開始		5 火	前期選抜・連携型選抜（学力検査・面接等）	
6 火	前期選抜・連携型選抜 出願書類受付		6 水	前期選抜・連携型選抜（面接等）	
7 水			7 木		
8 木			8 金		
9 金			9 土		
10 土			10 日		
11 日	前期選抜・連携型選抜 出願先変更		11 月	追検査等	
12 月			12 火		
13 火			13 水		
14 水			14 木	合格者発表	
15 木	調査書提出		15 金		
16 金			16 土	後期選抜願書受付	
17 土			17 日		
18 日			18 月		
19 月			19 火	後期選抜出願先変更	
20 火			20 水		
21 水			21 木		
22 木			22 金	後期選抜面接等	
23 金			23 土		
24 土			24 日		
25 日			25 月	後期選抜合格者発表	
26 月			26 火		
27 火			27 水		
28 水			28 木		
29 木			29 金通信制出願締切	
			30 土		
			31 日		